

第三十八章 ポーランド・プロシア オースト

リア継承の役 七年戦役

カタリナ二世

トルコ戦役

第一節 スウェーデン衰へて後、サクソニア侯、ロシアに頼りてポーランドの王位を保つ二代、一七六四年、ロシア女帝カタリナ二世、スタニスラフ・ポニャトウスキをポーランドに納れて國政を操る。是より先き、ポーランド貴族冊立契約に依りて、横に王權を殺ぎ、議員はリーベルム・ウエトを行ふ、是を以て議會政を擅にす。是時、イエス派、ポーランドに跋扈し、他宗派を凌轢す、他宗派乃、ロシアに訴ふ、是に於て、ポーランド二派に分れ、フランスは愛國黨を援け、ロシアは不平黨を懷け、ポーランド大に亂る、一七六八年、愛國黨敗れて、トルコに脱る、ロシア軍躡みて、トルコに入る、トルコ

西洋史要

ポーランド第一分

ドイツ武士團

怒りて戰を宣す。明年、女帝、プロシアと同盟して南侵す。一七七〇年、モルダウ、ア・ワラキア定り、海將エルフィンストン、チェスメ灣にトルコ艦隊を焚滅す、明年、クリム降る、オーストリア大に懼る、一七七二年、ロシア・オーストリア・プロシア竊に議し、ポーランドを分割して、ロシアはドビナ・ベレジナ兩河以東の地、オーストリアはガリチア、プロシアは西プロシアを獲んとす、乃、ポーランド議會を買収威嚇して、明年之を割かしむ、之をポーランド第一分割といふ。ロシア尋でトルコと和し、侵地を返して、クリム半島、内カウカシアの主權を棄てしむ、ロシア始めて、黒海に濱む。

第二節、プロシアはリトワニアに隣り、もとスラブの居住地たり、一二二八年、バルク、ドイツ武士を率ゐて、此に徙る、爾來土人を攻伐して、拓殖する、五十五年、後東西二部に分れて、ポーランド

西洋史要



に没し、武士團長ケーニヒスベルヒに都して外藩と稱す。一五  
 一一年フランデンブルグの支流アルベルト、武士團長となり、一五  
 二五年始めて侯と稱す。二世にして統絶え宗家、女婿を以て入  
 りて侯たり。一六八八年大エーレクトル、フレデリキウ、ルム死  
 し、子フレデリキ嗣ぐ、封冊を受けて侯たるを恥ぢ、一七〇一年  
 帝レオポルドに請ひ、自立して王フレデリキ一世と號す。一七  
 一三年死し、子フレデリキウ、ルム一世立つ、儉素自奉じ、浮華  
 の文物を黜け、制度を整へ、商工業を起し、好みて壯丁を集め  
 て軍隊を編む。一七四〇年死し、子フレデリキ二世立つ、大才あ  
 り、學を好み、武略に長け、國務に盡瘁して首席官吏と號す、プ  
 ロシア興る。

第三節 一七四〇年帝カロー六世死す、統絶ゆ。帝豫め典範

プロシア  
王國

フレデリ  
キ二世

マリアテ  
レサ

を布き、長女マリアテレサを立つ、列國其孤弱に乗じ、オーストリ  
 アを分割せんとす、是に於てプロシア先づシレシアを取る、イギ  
 リス憚ばず、オーストリアの保全を唱ふ。一七四二年遂にプレス  
 ラウに和して上下シレシアをプロシアに割く、明年オーストリア、  
 イギリス・サルチニア・サクソニア連合してプロシアを圖る。是より  
 先き、バワリア侯カローアルベルト、帝となりカロー七世と號す、一  
 七四四年プロシア、フランス・バワリアと同盟し、帝を救ふと稱し  
 て復師を出す。明年帝死し、オーストリアと和す、マリアテレサの  
 配ロートリンゲン侯フランシス、乃帝となる。是に於てマリアテレ  
 サ、サクソニアに説きて盟約せしめ、プロシアを粉齋せんと欲す、  
 克たず、オーストリア・サクソニア屈してドレスデンに和す、オースト  
 リア乃再シレシアをプロシアに割き、プロシア王、帝フランシスを承



アヘン  
和議

認す、列國猶戰ふ三年、フランスはベルギーを定め、イギリスは海上に捷つ。一七四八年列國アヘンに和し、プロシアはシレシア、イスパニアはバルマ、サルチニアはチチノ川右岸の地を取り、自餘の諸國は新領土を獲ず、交、侵地を返す。

七年戦役

第四節 マリア・テレサ。シレシアを失ひ、恨骨髓に徹る、乃竊に

フベルグ  
スブルグ  
和議

ロシア・フランスと同盟してプロシアを分割せんとす、プロシア王之を察し、一七五六年驟にサクソニアに入る、是に於てロシアは東より、フランスは西より、オーストリアは南より、スウェーデンは北より、四面プロシアに寇す、一七六二年ロシア帝ペテロ三世立つ、ペテロ三世プロシア王を畏敬す、是に於て同盟を絶ち、侵地を返してプロシアと和す、スウェーデン亦之に倣ふ、明年フランス軍又北ドイツを去る、オーストリア乃フベルグスブルグに和

西洋史要

西洋史要

北アメリ  
カ

し、三たびシンシアを割き、サクソニア侯國に還る、是役王死戦する十七度、常に寡兵を以て大軍に當り、曾て武名を墜さず、後人英風を慕ひて大王といふ。王ポツダム園林に離宮を營み、扁してサン・スーシといふ、公餘の閑日月を此に送り、著述して自樂む、一七八六年死す、壽七十四。王文績高く、武勳世を蓋ふ、プロシア王に依りてヨーロッパの強國となる。

### 第三十九章 イギリス・フランスの植民策

第一節 オーストリア、プロシアとシレシアを争ひ相戦ふに當り、フランス、イギリスと植民地を争ふ、イギリス早く北アメリカに移民す。一五三六年、ニューファンドランドに據り、一六六四年、ニューヨーク・デラウェアを并せ、大西洋沿海一帯の地を拓殖して、



カナダ

林業・漁業・タバコ耕作に従ふ、フランス亦北方のカナダ、南方のルイジアナに據りて獵業・漁業・農業を營む、イギリス、夙にカナダに垂涎し、ユトレヒト條約に所謂アカヂアはノワスコチアの異名に非ず、セントローレンス河の南、セントジョン河の東に方る地方の名なりと稱ふ。フランス乃オハイオ河の流域を探検して要塞を置き、カナダ・ルイジアナを連絡してイギリスに當る、イギリス之を争ふ。是時フランス方にオーストリアと盟約して北ドイツに侵寇す、是を以てイギリスとカナダに角逐する能はず、一七五九年、イギリス將ウルフ、ケベックを陥れ、カナダ遂にイギリスに没す、アメリカ合衆國・カナダ領の基礎成る。

フランス  
東インド  
會社

第二節 フランス亦イギリスに踵きてインドに通商し、一六〇四年インド會社を起す、而も定策なく屢興廢す、一六七四年

デブ  
ブレ  
イス

に至り纔にポンチシェリーに據る。一七三五年チャマー支配人たり、モンゴル朝の衰頽に乗じ、フランスの勢力範圍を拓かんとす。一七四一年デブブレス職を襲ぎ、勢威頗揚る。一七四六年フランスのラポールドンネ、マドラスを陥る、後和成りて之を返す、デブブレス常に諸國主の鬩牆を操り、巧に漁父の利を收めて、カルナチク・デカン地方を取らんとす、イギリス會社乃クライブをしてカルナチクを收めしむ、フランス、デカンを保ちて對峙す、一七五六年デブブレス召還せられ、兵解く。

ベンガル

第三節 是年ベンガル國主スラジャーダウラー立つ、新國主夙にイギリス會社を惡む、フランス之を煽ぐ、乃カルカッタを掩撃して之を陥る、明年クライブ、ブラッシーにスラジャーダウラーを破る、是に於てイギリス會社スラジャーダウラーを廢してミルジャフルを立



て、カルカタ附近百四十一方里を租借す。後二年モンゴル帝租借地をクライブに賜ふ、之をイギリスインド領の濫觴とす。フランス復カルナチク・サルカルス地方を圖る。一七六〇年イギリス將クト、フランス軍をボンデワスに滅ぼし、明年ボンデシリを降す、フランス終にインドを棄つ。

第四節 一七五八年クライブ、ベンガル知事に任じ、租借策を取りて専領土の拓殖を圖り、製鹽檳榔阿片を專賣して暴利を斂む。是に於て社員は將士會計吏となり、盛に私利を營む。既にしてクライブ去り、社運將に傾かんとす、一七七二年ヘースチングス知事となり、收税司法を掌りて領民の疾苦を救ふ。明年イギリス、インド管理法を布き、總督一員、取締役五人を置く、一七七四年知事、總督に任ず、ヘースチングス職にある十年、

ヘースチ  
ングス

インド管  
理法

監察會議

財政を整へ行政を革む、功績觀るに足るものあり、而して株主、配當金を貪り、頻に送金を促す、乃諸國の外交に干預し、荐に兵を動かし、威を振ひて貢金を誅求す、イギリス國民之を愧づ。一七八四年イギリス、監察會議を設けて東インド會社を監察す、是に於て内閣始めてインドの國務に預る。

### 第四十章 ロシアの外交及拓殖

#### ポーランドの滅亡

第一節 ロシアはウラル山を樞軸として東西に延び、地勢平坦にして天險なく、北方の苔原、南方の草野と相連る、其狀蝶の兩翼を張るが如し、内に土地餘ありて人烟の増殖限を知らざるも、外に關門堅くして四海に雄飛するに便ならず、是

ロシアの  
地勢



を以て歴世溢出する門戸を求むるに切なり。ペテロ大帝・カタリナ二世其最なるものなり。カタリナ二世、ポテムキンを寵用す、ポテムキン、大志あり、大に疆域を拓かんと欲す、一七八三年ポテムキン、クリムハンを滅ぼす、女帝乃オーストリアと同盟し、一七八八年復トルコを伐つ、兵を交ふる五年、一七九二年ヤシに和し、ドニエストル河に至る地を獲、クリム・クバンの領權を認めしむ、乃黒海の要港オデッサを置く。

**第二節** 女帝又ポーランドをしてウリア・ポドリアを割かしめ、其殘地を羈縻せんと欲す、ポーランド、ロシアの威壓に苦む既に久し、ロシア軍の南伐に當り、一七九〇年ロシアと攻守同盟を締び、明年憲法を革めて國力を固む、貴族黨悦ばず、ロシアの入援を請ひ、一七九二年タルゴビツに盟約して舊憲法

ポテムキン

ヤシ和議

ポーランド

タルゴビツ盟約

**第二分割**  
**第三分割**

を復せんとす、ロシア軍進みてポーランドに入る、ロシア救はず、明年ロシア、プロシアと約して第二分割を行ふ、ロシアはリトワニアの大部及ウリア・ポドリアを收め、プロシアは大ポーランドを取り、ロシア、ポーランドを羈縻す。一七九四年愛國黨獨立を圖る、ロシア・プロシア夾撃して之を破り、明年第三分割を行ふ、プロシアはウイッラ河左岸の地及國都ワルシャワ、オーストリアはウイッラ河上流の地及舊都クラカウ、ロシアは自餘の地を并す、ポーランド亡ぶ。

**第三節** シベリアは土地廣漠にして鑛山多く草野に富み、苔原又古象牙貴裘を出し諸河皆無盡のサケ類を産す。イェルマク、シビルを定めて後六年トボルスクを置き、ユサク等クロギツネ・シベリア・テン・エゾイタチを追ひて探検拓殖を之れ事とす、



爾來百有餘年、トムスク・イニセイスク・クラスノヤルスク・ヤクーツク・イルクツク・ネルチンスク・アルバジン・オホーツク等諸要處起り、アジアの北地悉くロシアの有に歸す。一六八五年清の康熙帝、彭春を遣はしアルバジンを取らしむ。後四年ロシア、清とアルグン河上のネルチンスキに和し、アムル河流域を棄ててアルグン河・ゴルビツ川を國境となす。ロシア是より清を窺はざる百六十年、專通商策を執る。一七二八年清とキアフタに約してキアフタ・アルグン間の境界を定め、キアフタを以て互市場となす。是に於てロシア大に外バイカルを經營す。清乃マンチリアを拓殖して、隱に之に當る。而してロシア國人アムル河の東シベリアより太平洋に通ずる自然の孔道たるを唱へて止まず、邊民亦清境を犯して密に獵業、牧畜業、貿易業を營む。

ネルチンスキ條約

キアフタ條約





第四十一章 アメリカ合衆國の獨立

植民經濟

マサチ  
ーセツ  
ツ

第一節 イギリスは原料を北アメリカの植民地に取り、製品を此に賣捌きて貨殖を營む、マサチ。ーセツの材木、タラ、バージニアのタバコ最利あり。既にして植民地漸く富み、漸く自經濟を理めんと欲す、イギリス國人悦ばず、植民地に課税して自肥さんとす、一七六五年三月、グレンビル内閣議會の協賛を経て北アメリカ印紙法を布く、植民地鼎沸し、マサチ。ーセツ檄を諸地に傳へて、コンGRESを集め、十月イギリス議會は植民地に課税する權を有せずと議決す、印紙法行れず、後二年植民地に輸入する茶紙、ガラス、顔料に課税す、北アメリカ植民地抗議してイギリス製品を購はず、一七七三年イギリス、東インド會社の輸



出茶を免稅し、北アメリカに於て毎斤四ペンスの輸入税を課す、マサチューセッツ動く。

第二節 一七七四年六月、イギリス艦隊ボストンを封鎖す、九月諸植民地の代議士フィラデルフィアに集る、獨カナダ・ノワスコチア預らず、乃イギリスと絶ち、カナダを招き、防備を嚴にし、イギリスの朝廷及議會に上書して、北アメリカ植民地の權利を唱ふ、イギリス省みず、明年二月叛逆を以て北アメリカ植民地を論ず、五月ユングレス常備軍を起し、ウシントンを擧げて將軍となす。一七七六年十月四日遂にマサチューセツ・バージニア等十三州

フィラデル  
フィラ  
デラ

ウシ  
ン

十三州

フラン  
ク

を合衆國に屬し、先づ通商條約を締び、尋て一七七八年二月同盟してイギリスを伐ち、以て其制海權を挫かんと欲す、ラファイエット侯・コシヨシ等又合衆國軍に投ず、明年フランス將ロシンポー、ウシントンと合す、イスパニア又戰をイギリスに宣し、フランス艦隊と與にジブラルタルを圍む。

武装中立

第三節 是役イギリス艦隊、中立國の船舶を搜索して頗之を窘む、一七八〇年諸海軍國、ロシアの議を納れて武装中立を約束、自由船舶、自由貨物を以て榜標となす、イギリスの作戰爲に阻まる、而してイギリス屈せず、世界の諸地に轉戦す、明年イギリス將コーンウォリス、ヨークタウンに降る、イギリス軍復振はず、僅にニューヨークに據る。一七八二年ピット・フックス・パーク等局に當り、合衆國と和せんと欲す、ロシア・オーストリア乃間に居り、和



ベルサイ  
ユ和議

をベルサイユに議す、明年九月三日和成る、交戦諸國概互に侵地を返す、フランスはボンデシエリー・セネガル等を復し、イスパニアはミノルカ・フロリダの舊土を收め、オランダはネガバタムをイギリスに割く、一七八七年合衆國憲法を定め共和制を取り、ウシントン等を擧げて大統領となす、フランクリン・アダムス・ジエファーソン等建國の元勳たり。

### 第四十二章 十八世紀に於けるヨーロッパの

#### 情勢及文物

哲學の盛  
行

第一節 十八世紀の情勢及文物は、十七世紀を承けて益々發展し、經驗派・感覺派・唯物派の哲學盛に行れ、自由同仁の説社會を風靡し、舊思想・舊制度皆其根柢を失ふ、フランスの社會、震

西洋史要

フランス  
文學

アンシク  
トロベチス  
派

諸國の改  
革

盪を被ふる殊に甚し。フランスは賢相コルベール、文學・學術を勸めてより、文學異彩を放ち、諸科學大に興り、文士モリエール・コルネイユ・ラシーヌ韻文を以て尤著る。十八世紀半頃に至り、散文家ボルテール・モンテスキュー・ルソー出で、君主專制・僧徒擅權を痛論す、三家の名聲一世を聳動し、上王者より下庶人に至るまで、天下の讀書人皆其文を讀み其説を聽き、翕然之に従ふ、又オルバク社・アンシク・クロベチスト派の論客あり、專感覺・唯物二派の説を鼓吹して其普及を圖る。

第二節 十八世紀の下半は堆積せる情弊其壓に耐へずして自潰えんとする時代なり、哲學焰を吐きてイエス派形を隠し、イギリスの制度大陸に知られて庶政の釐革處處に起る、而も廓清の壓、猛烈にして國民之に適する彈性を闕き釐革其

西洋史要



功を奏せず、賢相處在に斥けらる、ポルトガルのボンバル侯、イスパニアのアランダ伯、ナポリのタヌチ、デンマルクのストルエンゼー、フランスのシャルゴ、マールゼルブ、ネッケル等比皆然り、殊にストルエンゼーは四肢處を異にし、梟首せらるるに至る、又頃年諸國間、明君を出す、プロシアにフレデリキ大王あり、オーストリアにマリア・テレサ・ヨセフ二世あり、スウェーデンにグスタフ三世あり、ロシアにカタリナ二世あり、皆教育を重んじ、實業を奨め、刑政を寛うす、就中ヨセフ二世、カタリナ二世、性度恢廓なり、アンシクロペヂスト派を悦び、俄に理想を行ふ、オーストリア・ロシアの情勢一朝にして變ず。

ドイツ文學  
イギリス文學  
諸科學

第三節 十八世紀はドイツ文學極盛の時期なり、イギリス散文又老熟し、平易にして自在なる文體を成す。諸科學又諸國

學藝の器具

に興り、或は新機軸を出し、或は觀察を積み、各科學をして益、其光輝を放たしめ、以て宗教のドグマを破したり。學術・工藝の器具又漸く十八世紀に備る、一七四二年セルシウス氣温計を作り、一七四五年ライデン蓄電器成り、一七五二年フランクリン避雷針を按し、一七六二年ハリソン、クロノメートルを造り、一七六四年ワット蒸氣機關を成し、一七六八年アークライト紡績機械を創め、一七八三年モンゴルフ、エー氣球に乗り、一七九八年ジェンナーの種痘法行はれ、一七九九年ボルタ電柱を作る、是に於て學藝日日に進みて富國強兵の實日日に擧り、宗教の威信日日に地に墜つ、十九世紀物質文化の基礎茲に成り、千四百年の老社會終に衰死す。



第四篇

第四十三章 フランス革命

ルイス十六世

第一節 フランスのルイス十五世政を嬖妾に委ね、徒に攻伐を事とす。是を以て財用窮乏し、疆域頻に蹙る。孫ルイス十六世其後を承け、廓清に意あるも、果斷の資なし、宰輔の強請を納れて、アメリカ合衆國獨立の役に預り、國債五億圓を起し、戦後毎歳債を起して、歳出に充つ。一七八八年國債約十七億圓に達し、國家將に破産せんとす。明年五月五日王親議會開院式をベルサイユに舉ぐ、議員千二百人、半數は平民を代表し、僧侶貴族各四分の一を數ふ。六月十七日平民の代議士、シエーアの議に従ひ、自國民會と號す。二十七日王議會に命じ、憲法

シエーア

西洋史要

西洋史要

ジャコブ・フランク

を草せしむ。バリー漸く騷擾す。十月ブルターニの代議士等、ジュベッククラブを起し、過激の共和説を唱ふ。十一月寺領を收公す。價格十二億圓と稱せらる。十二月紙幣を行ふ。一七九〇年二月フランスに八十三縣を置く。明年九月一日憲法案を上る。王之を裁可し、立憲王制を施き、「天祐及憲法に頼りフランス人の王」と號す。

ヤマ派  
ジロンドン  
ン黨

第二節 是に於て民主主義の憲法行れ、舊制度悉く壞れ、フランスの社會其面目を新にす。憲法制定議會乃散じ、立法議會之に代る。議員共和説を取るもの衆し、二派に分る。過激派は即ジュベック黨にして、其議席の高きよりヤマ派と呼ぶ。温和派はジロンドン縣の代議士之が領袖たるよりジロンドン黨と稱す。前年宗室貴族、僧官等多く國外に走る。王の弟アルトア伯乃帝



ロベスピエール

レオポルド二世に説きてフランスの事に容喙せしむ、一七九一年帝櫂を列國に傳へて革命を鎮め、フランス王を救はんとす、王固より革命を憚ばず、國民又王の意を知り頗王を疑ふ、明年八月王權を停めて王を執へ、ロベスピエール・マラー等ジャコブン黨を率ゐて政を專にし、大に王黨を誅鋤す、

共和國

共和曆

共和制保護の宣言

第三節 一七九二年九月二十一日國民總會、立法議會に代る、議員皆共和説を取る、是日王制を廢して共和制を施き、明日秋分を以て正を建て、アレクサンドリア式の新曆を行ひ、キリスト紀元を廢して共和國紀元を用ふ、十二月十五日君主及貴族を廢てんと欲する各國民に同盟保護を與ふるを宣す、ヤマ派先きに王を執ふ、而してジロンドン黨の隱に王を庇護するを察し、之を弑して共和國の患を絶たんとす、王の反覆

西洋史要

革命裁判所

の證據已に擧る、明年一月十六日國民總會、王の罪斬に當すと決し、二十一日刑を行ふ、

第四節 一七九三年三月十日國民總會、革命裁判所を置き、

恐嚇時代

保幸委員

サハ黨

共和國を悦ばざるものの處刑を掌らしむ、フリーキエーテンピール、檢事總長たり、所謂恐嚇時代茲に始まる、四月六日保幸委員、保安委員を置く、保幸委員は軍事、外交を掌り、保安委員は内治の安寧を保つ。是に於てヤマ派、暴民を唆して國民總會に逼り、ジロンドン黨議員を除かしむ、ジロンドン黨中立のサハ黨皆滅ぶ、八月二十八日憲法を停め、保幸委員政務を獨裁す、國民總會成を仰ぐのみ、十一月七日キリスト教を禁じ、道理を崇敬せしむ、保幸委員又革命裁判所に命じ裁判を速にせしむ、檢事總長乃審問を省き、被告人を連載して判事に報じ、



判事輒死刑を宣告す、刑せらるるもの約百萬に上る。ヤマ派既に政を擅にす、而して黨勢漸く分裂す、マラー先きに斃れ、明年シューメット・エペール等尋で斬られ、ロベスピエール獨政を執る、五月七日復最高有實在、精靈不滅の信念を起す、七月ロベスピエール、ヤマ派の己を嫉むものを誅鋤せんとす、バラリー・タリアン等先を制し、二十七日卒にロベスピエールを捕へ、明日之を斬る、其黨與百五人尋で斬られ、恐嚇時代終る。

**第五節** 是に於て國民總會政權を復す。十一月溫和派議員、所謂鍍金青年隊を編みてバラリーのジ、ユベン黨及其黨與の暴民を討ち、ジ、ユベンクラブを解散す、十二月ジロンドン黨議員の生存者を求めて其議席を還す、溫和派漸く勢を得たり、一七九五年三月新度量衡法を行ふ、今のメートル法是なり。五月

バラリー

メートル法

暴民ジ、ユベン黨の殘員と通じてセントアン・ヌ・マルソー二宿に起り、議事堂を取り、溫和派議員を逐ひて横に權を弄ぶ、國民總會乃兵を召して議事堂を復し、セントアン・ヌ・マルソーを圍みて兵器を沒收し、渠魁を捕へて舊ヤマ派の議員六名と與に斬に處し、革命裁判所を廢す。八月クラブを禁ず、革命の威焰漸く衰ふ。

**第六節** フランスのジ、ユベン黨既に王を廢して庶人ルイスカペーとなし、尋で其罪を治めて斬に處す、列國の人心大に動く、王侯自安んぜず、イギリス先づ起ちてロシアと相結び、漸次ヨーロッパ諸國を合同してフランスを伐つ、中立を守るもの僅にスウェーデン・デンマルク・スウイスの三國のみ、一七九三年八月フランス全國の壯丁を徴し、大軍を編成して四面に逼る敵國

第一合同



カルノー  
パタウイ  
ア共和国

に當る、保幸委員カルノー軍務を掌り、作戰を參畫し、軍規を嚴肅にす、兵氣爲に振ひ敵軍漸く却く。明年フランス將ビシ、グリ、  
ー、オランダを伐ち、一七九五年一月アムステルダムを取る、五月  
國民總會、オランダにバタウイ、ア共和国を建つ、プロシア亦敗れ、四  
月使節をバーセルに遣り、ライン河左岸の地を割きて和す、十  
月フランス又ベルギーを并す。

ナポレオン  
バルト

總裁職

**第七節** 是時パリーの都人士漸く王制を懷ふ、セン、ジェルメン  
宿の住民、國民總會を傾けんと欲す、國民總會乃兵を召し、パ  
ラーを司令長官に任ず、パラー、ナポレオン、ボナバルトを薦めて副  
將となす、十月五日王制黨議事堂ヲ、イレリー宮に迫る、ボナバ  
ルト驟に銃撃して之を走らす、國民總會乃ボナバルトを少將  
に任じ、國內都督に補す、二十八日新憲法を制定し、總裁職五

オースト  
リア征伐

イタリ  
ア軍

カンポ  
フォル  
ミオ和  
議  
ナチサル  
ピナ共和  
國

員及古老五百の兩院を設け、カルノー、パラー等を擧げて總裁  
となす、憲法の主義漸く稍、保守に傾く、十一月四日新憲法を  
行ふ、カルノー又軍務を總裁す、一七九六年初カルノー、三軍を  
起し、ライン・マース・イタリアの三道よりオーストリアを伐つ、而し  
てライン・マースの二軍遂に功を奏せず、獨イタリア軍奇功を建  
つ。

**第八節** イタリア軍はボナバルト之に總督たり、ボナバルト、初  
ジ、コベン黨に入る、パラー薦めて之を總督に補す、短小にして精  
悍、兵を用ふる神の如し、イタリア・オーストリアに轉戦する十五  
箇月、大戰する十五度、盡く捷つ、オーストリア請ひて一七九七  
年十月カンポ・フォルミオに和す、是に於てフランス、イタリアの北  
半を定めてサボヤ・ニッツ、テンダを取り、ポー河盆地にナチサルピナ



リグリア  
共和國

ヘルウェ  
チア共和  
國

ローマ共  
和國

バルテノ  
ベ共和國

共和國を建て、ジェノバをリグリア共和國と改め、ベネチアを滅ぼして其領土を收む、一七九八年一月スウイス騷擾す、フランス乃勸めて憲法を改革して隸州を廢し、國號をヘルウェチア共和國と改め、ジネープ州を割かしむ、二月法皇廷駐紮のフランス公使ローマ都人を唆して亂を作さしむ、フランス之を伐ち法皇を執へてローマ共和國を置く、五月バタウィア共和國を改造す、一七九九年一月フランス又ナポリを平げ、國號をバルテノベ共和國と改む、諸共和國僉フランスに則りて憲法を制定し、王侯を逐ひ、積弊を掃ひて自主平等の政を施く、諸帝王大に懼る。

第四十四章 ナポレオン一世の業 列國局面

の變化

エジプト  
經營

第二合同

クロー  
デタ

第一節 ボナバルト尋でエジプト・シリアを取りてインド經營の根據地となさんとす、一七九八年マルタ島・エジプトを定め、明年シリアを侵して功を奏せず、會、ロシア・オーストリア・イギリス・トルコ・シチリア合同してフランスを伐つ、イタリア陥る、イギリス又インドに於けるフランスの與國マイソルを伐ち、國都セリングパタム城を攻めて之を取る、國主チブールサヒブ之に死す、而してバリーの黨争愈甚し、既にして情報エジプトに達す、十月ボナバルト、バリーに歸る、古老院乃議會を警固せしむ、是に於て密に總裁シエースと議して新憲法を草し、クローデターを謀る、十一月六日憲法案成る、十日ボナバルト、議會に洩み、先づ古老院に入りて憲法の變改を干む、院議之を許す、尋で五百院に入り、兵をして議員を犯さしむ、議員奔竄す、憲法委員原案を可と



第一コン  
スル

し、恣にナポレオン ボナバルトを第一コンスルに任じ、任期を十年となす、十二月二十五日新憲法を行ふ。第一コンスルは王權を有し、第二、第三コンスルを擧げて諮詢に應へしめ、政務の責に任ぜず、又三院を鼎設して立法の事を掌らしむ、而して國民に議員選舉權なし、フランス遂に共和制の實を失ふ。

ヨハネ武  
士團亡ぶ

第二節 一八〇〇年第一コンスル、民意に従ひ兵を弭めんと欲し、和を請ふ、イギリス・オーストリア許さず、乃國辱を雪ぐと唱へ、モローをして南ドイツよりオーストリアを衝かしめ、自卒にイタリアに出づ、六月オーストリア軍、チサルピナ共和國を棄つ、十二月モロー、ウイーンに逼る、ロシア又離る、先にフランス、マルタ島を取りてヨハネ武士團を滅ぼす、團長其職をロシア帝に獻ず、マルタ島尋でイギリスに陥る、ロシア之を得んと欲す、イギリス許

西洋史要

リッネビ  
ール和議

さず、イギリス又中立國の諸港を封鎖し、其船舶を搜索してフランスの商業を窘めんとす、北方の中立國皆之に苦む、ロシア乃スウェーデン・プロシア・デンマルクと約して武裝中立を起す。一八〇一年二月オーストリア先づフランスとリッネビールに和し、悉く侵地を返し、トスカナ・バルマを棄ててベネチアを得たり、イギリス孤立し亦和せんと欲す。ピット内閣、フランス共和國と戦ふ既に八年、債を起す二十六億圓に及ぶ、而して遂に捷たず、ピット辭し、アチングトン之に代り、明年三月アミアンに和す、イギリス、セイロン・トリニダードの二島を收めて自餘の侵地を返し、トルコはエジプト、ヨハネ武士團はマルタ島を復し、イオニア列島は共和國となり、ロシア之を保護す。

第三節 是に於てフランス國民ボナバルトを推して終身第一

アミアン  
和議



ナポレオン一世

プロシヤと議

第三合同

コンスルとなす、一八〇四年一月ピシヤ、ギリヤ、カツダル等第一コンスルを狙はんと謀る、事洩れ、誅せらる。三月新民法を行ふ。五月第一コンスル帝制の時宜に適ふを諭し、遂に皇帝の位に即き、ナポレオン一世と號し、帝位をボナバルト家に世襲せしむ。是より先きフランス頗ヘルウ・ウ・チア・バタウ・ア二共和国の事に干預す、イギリス憚ばず、マルタ島に據りて戦を宣す、是に於てフランスはハンノフルを取り、イギリスは西ヨーロッパの海岸を封鎖す、是年五月ピット復内閣に入り、明年ロシア・オーストリア・スウェーデンを合同して、又フランスを伐たんとす、ナポレオン乃驟にドイツに進み、南ドイツ諸國の軍を并せ、直にウィーンを指す、ウィーン降る、十二月ロシア・オーストリアの聯合軍、アウステルリツに敗績し、合同潰え、オーストリア、プロシヤ、プロシヤに和してフランス帝を認

め、ベネチアを讓る、又地をバワリア・ウ・ルテンベルヒ・バーデンに割き、バワリア・ウ・ルテンベルヒ一侯の爵を進めて王となす、一八〇六年初遂に全イタリアをフランスに并す、是に於てナポレオン大に宗室姻戚功臣を封ず、ボナバルト・ポーアルネー二氏俄に尊貴を極む。

ライオン同盟

神聖ローマ帝國亡ぶ

第四節 ナポレオン又ドイツを羈縻してフランス歴世の志を遂げんと欲し、外務大臣タレーランをしてライオン同盟の盟約を草せしめ、是年七月之を行ふ、バワリア王以下十六國主、フランス帝を戴きて保護主となし、ローマ帝國を去る、尋てサクソニア等六國亦加盟し、ドイツの諸國皆ナポレオンの意を伺ふ、乃バーデン侯を太公、サクソニア侯を王に進め、同盟國主の爵を進むる差あり、八月帝フランスス二世、ローマ帝の尊號を辭し、ロ



第四合同

チルジツ  
ト和議

一マ帝國の名實俱に滅ぶ是より先きプロシア、ロシアと合同し、北ドイツ諸國を糾合してライン同盟に當らんとす、十月プロシア、フランスに迫る、ナポレオン乃師を出す、プロシア敗れ、二箇月にして北ドイツ、プロシア領ポーランド定る。明年七月ロシア、プロシア、フランスとチルジツに和し、プロシアはエルベ河以西の領土を割き、ポーランドの割地を吐く、ロシアはライン同盟、フランスの分封國を承認し、舊プロシア領ビエロストクの地七百二十四方里を獲てイオニア共和國を棄て、密にフランスと共にトルコを分割し、イギリス領インドを侵略するを圖る、ナポレオン乃エルベ河西にウエストフリア王國を建てて季弟ジェロームを封じ、舊プロシア領ポーランドをワルシワ公國と改めてサクソニア王に與ふ、プロシア僅に三分の一を存す。

ウエスタ  
リア  
ア  
フ  
ア  
リ  
ア  
王  
國  
ラ  
ル  
シ  
ア  
公  
國

イスパ  
ニア  
ポ  
ル  
ト  
ガ  
ル

第五節

ナポレオン尋て南、イスパニア・ポルトガルを取らんと欲し、イスパニア相ゴドイを結きて同盟せしめ、イスパニアの諸城を收めてポルトガルに據る、一八〇八年五月イスパニア王カロロ四世、王位をナポレオンに禪る、ナポレオン乃兄ヨセフをイスパニア王となす、明年五月法皇領を并せ、十月オーストリアを挫き、ウイーンに和して其四境の地七千二百三十五方里をフランス及其與國に割かしむ、カリンチア以南サウ河右岸の地悉くフランスに没し、舊小ポーランドの地ワルシワ公國に入る。一八一〇年三月フランクフルト公國を建て、七月オランダを并す、スウェーデン又ナポレオンの姻戚元帥ベルナドットを養ひて太子となす、フランスの威焰其極に達す、獨イギリス・ロシア、地の利を恃みて屈せず。

ウイ  
ン  
和  
議

フ  
ラ  
ン  
ク  
公  
國  
ス  
ウ  
エ  
ー  
ド  
ン



イギリス

トラファルガーの海戦

ロシア

ロシアの役

**第六節** フランス屢イギリスを征せんと圖る、而して常にイギリス海峡の風濤に阻れて志を得ず。一八〇五年十月フランス・イスパニアの聯合艦隊、トラファルガー埼にイギリス海軍大將ネルソンの爲に殲滅せられてより、イギリスの制海權愈固く、フランスは大陸諸國に令してイギリス貨物の輸入を禁じ、以て之に當るに過ぎず。ロシア既にワルシワ公國の稍大なるを憤る、又フランスと盟約してイギリス貨物の輸入を禁じ、財用爲に窮す。一八一〇年十二月三十一日ロシア帝令して禁を解き、アメリカ國旗を掲ぐる船舶の入津を許し、多數のフランス貨物を却く、イギリス商船乃アメリカ國旗に隠れてロシアと取引す、フランス之を争ふ、應へず。一八一二年春ナポレオン親ロシアを征せんとす、年會稔らず。五月に至り、バリーを發す、六月末

イベリア半島の役

スタイン

ロシアに入り、八月モレンスクを取る、而してロシア軍決戦せず、徐に退きて敵軍を遠く國內に誘ふ。九月モスクバに入り和を議せんを干む、答へず。而して冬將に至らんとす、乃師を旋す、ロシア軍追躡す、四十四日にしてプロシア境に至る、四十萬の大軍餘すところ、纔に二萬、イギリス又イスパニア國民と同盟してイベリア半島に轉戦す、ナポレオンの大星漸く光を蔽はる。

第四十五章 ヨーロッパ獨立の役 イギリス

植民地の擴張

**第一節** ナポレオン既に敗北す、ロシア帝アレキサンデル乃前プロシア相スタインの策を納れ、ドイツを統帥してフランス帝國



ウエリントン

を滅ぼさんと欲す、一八一三年プロシア先づ起ちてロシアと同盟し、スウェーデン・オーストリア・バワリア相踵きて、加盟す、十月同盟軍ナポレオンをライプチヒに攻めて之を走らす、ライン同盟尋で潰え、ウエストフリア・フランクフルト等亡び、ドイツ平ぐ、フランス軍又漸くイベリア半島に利あらず、是年二月イスパニア王ヨセフ、エプロ河北に據る、六月イギリス將ウエリントン大にピトリアに戦ふ、フランス軍敗れ、王ヨセフ國を棄てて走る、十二月イスパニア定る、オランダ又離る。

シスターモン同盟

第二節 一八一四年一月同盟軍スウイスよりフランスに入り、徑にバリーを指す、三月一日オーストリア・ロシア・プロシア・イギリス、シスターモンに同盟し、二十年を期してナポレオンを挫かんとす、三十一日バリー降る、ロシア帝プロシア王乃バリーに入る、是夜

ルイス十八世

ロシア帝、外務大臣タレーランと謀りてルイス十六世の弟ルイスを推す、四月二日元老院、ナポレオン一世を廢す、五日ナポレオン、位を太子ナポレオン・フランシスに讓る、六日立法院、新憲法を議決し、ブルボン朝を復してルイス十八世を立つ、列國乃ナポレオンと議して之にエルバ島及宮廷費歲額凡八十萬圓を與へ、后マリアルイサ及太子をバルマ公となし、母及宗室に歲入凡百萬圓を給す、五月四日ナポレオン、エルバ島に入り、三十日列國、フランスとバリーに和してルイス十八世を認め、一七九二年一月一日の疆域を與ふ。

第一パリ和議

クック

第三節 初十八世紀中航海術大にイギリスに進む、航海家クック是時に出で、一七六八年より一七七九年に至る十二年の間に世界を三周し、一六四二年タスマンが発見せる新ホル



ポタニー 湾  
 ラント・ファン チーメンスラント・新ゼーランド 以下南太平洋の諸  
 群島を探検し、遂にハワイ島に死す、ピット内閣乃新ホルラント  
 の拓殖を圖り、一七八七年始めて流人をポタニー灣に置き、  
 シドニーを建つ。一八一〇年に至り良民亦移る、新ホルラント  
 の稱廢れてオーストラリアの名用ひられ、ニューサウスウール  
 ス、ポタニー灣より起る。一八〇三年又流人をファンチーメン  
 ラントに移す、後改めてタスマニアといふ、是時變亂ヨーロッパ大  
 陸に起る、ピット之に乗じ列國をして互に相攻伐せしめ、獨制  
 海權を專にしてフランス及其與國の諸植民地を并せ、以てイ  
 ギリス帝國を興す、一八〇六年一月ピット死し、福克斯・カニン  
 グ等相繼ぎ局に當りて其遺策を行ふ、是より先き一七九四年  
 二月フランス其植民地の奴隸を放つ、西インド諸島のフランス

西洋史要

西洋史要

ハイチ  
 地主等悦ばず、イギリス艦隊を招きて復黑人を羈役せんとす、  
 諸島大に擾れ、黑人守備隊を援けてイギリス兵を禦ぐ、而して  
 ハイチ島の黑人將ソーセンルーベルチール、亂に乗じて遂に自  
 立し、共和國を建つ、イギリス終にトバゴ・セントルシア等數島を  
 收めてカリブ海を制す、イギリス又グッドホープ埼以東に散在  
 するオランダの植民地を攻伐して盡く之を略す、獨長崎のオ  
 ランダ商館其國旗を掲ぐるあるのみ、而してセイロン島及グ  
 ードホープ埼植民地永くイギリスに没す、イギリス又デンマルク  
 の諸植民地を占領す、一八一四年一月キールに和し、ヘルゴラ  
 ンド島を保ちてデンマルクを監す、五月列國、マルタ島の領權を  
 イギリスに與へ、明年十一月イオニア列島を合衆國となし、其  
 保護をイギリスに託す、地中海の制海權爲にイギリスに落つ。

セイロン  
 グッドホ  
 ープ埼  
 ヘルゴラ  
 ンド  
 マルタ  
 イオニア  
 列島合衆  
 國



### 第四十六章 ウィーン會議

列國の情勢

第一節 一八一四年十一月オーストリア・ロシア・プロシア・イギリス・スウェーデン・イスパニア・ポルトガル・フランス八國の使節ウィーンに會し、戦後の國境を協定せんとす、ロシア・プロシア首功に伐り、ロシアはワルシワ公國、プロシアはサクソニア王國を并吞せんと欲す、オーストリア相メッテルニヒ乃フランス使節タレーランと謀り、ポーランド王國を再興する議を發して二國と折衝す、明年初ナポレオン、ロシア・プロシア・オーストリア、議を異にして相軋るを聞き、ルイス十八世歳金を貽らず依りてエルバ島に閉居する義務なしと稱へ、三月一日フランスに歸る。國民歡呼して之を迎へ、ルイス十八世、ガンに出奔し、二十日ナポレオン、パリ

メッテルニヒ

に入りて復朝に臨む。

第二節 是に於て、列國は倏めざる治安妨害者を以てナポレオンを論じ、之に法律の保護を解き、六月遂に鬨牆の争を息めて俄に諸國の境界を定む、オーストリアはベルギーをロンバルディア・ベネチアに換え、ロシアはワルシワ公國を獲、プロシアはサクソニア王國の北半を削り、ライン河兩岸の地を吞みて其ワルシワに失へる所を補ひ、オランダはベルギーを并して王國となり、ドイツは四十國を連合して聯邦を成す、自餘の諸國又各其舊王家に歸す、而してスウェーデンは先きにフィンランドをロシアに失ひて、後ノルウェーをデンマルクより取り、デンマルクはスウェーデンより得たるリューゲン島前ボメラニアの地をプロシアに譲り、終にラウエンブルグを保つ。

オーストリア  
ロシア  
プロシア  
オランダ  
ドイツ  
スウェーデン  
デンマルク



ワ  
ロー  
の  
戦  
ナ  
ポ  
レ  
オ  
ン  
二  
世

第  
二  
バ  
リ  
ー  
和  
議

第三節 是時イギリス・プロシア・オランダ等兵をベルギーに出す、ナポレオン、ワッテルローに敗れ、蒼黄バリーに歸る。ラファイエット等議會を率ゐて讓位を勸む、乃復位を太子に譲り、帝ナポレオン二世と號せしむ、議會乃カルノー等五名を擧げて政務委員となし、和を列國に請はしむ、ナポレオン遂に免れ難きを察し、イギリスに降り、セント・ヘレナ島に遷さる、十一月和復バリーに成る、フランス一七九〇年の國境に復して更に地を失ひ、償金凡二億八千萬圓を五年賦に依りて納るるを約し、ナポレオンが諸國に獲たる繪畫・彫刻の逸品を悉く其舊所有國に返す、大亂始めて撥まる。

第四十七章 ヨーロッパ亂後の國情 アメリカ

諸國及ギリシアの獨立

神聖同盟

第一節 全ヨーロッパの人心既に亂に倦み、塔に安せんと欲する切なり、敬神の風熾に興る。明年九月ロシア帝アレキサンデル一世、プロシア王フレデリック・ウィルヘルム三世、オーストリア帝フランシス一世と議して、キリスト教の經典に則り博愛・仁慈を以て政治の大綱となす、所謂神聖同盟是なり。諸王公、ロシアの勢威を畏れ、翕然之に加盟す、従はざるもの獨イギリスあるのみ、是時諸王公皆其舊國に歸り、專舊制度を復するに汲汲たり、而して國民は已にフランスの新制に慣れ、固陋の舊習を厭ふ、是に於て騒亂處在に起り、神聖同盟遂に變じて干涉抑壓の







ロンビア分裂して三國となる。

第四節

ヌエバ エスパニア、又カラカス・フエノス アイレスに踵きて起ち、一八一三年モレロス、獨立を發表す。後二年死し、部將グエレロ遺衆を率ゆ。一八二一年イスパニア將イツルビデ叛きてグエレロと合し、イスパニア太守出奔す。一八二三年メキシコ合衆共和國を建つ、明年中アメリカ離れて中アメリカ合衆國を起し、一八三八年に至り、分裂してグアテマラ・ホンデラス・サルバドル・ニカラグア・コスタリカの五共和國となる。一八二二年ポルトガル植民地ブラジル、本國と隙あり、アンドラデ等策を決して帝國を建て、ポルトガル王の長子ペテロを擁立す。一八八九年に至り國體を革めて共和制を施き、ブラジル合衆國を置く。

モレロス

メキシコ

中アメリカ

ブラジル  
デ  
アンドラ

カニング

アメリカ  
合衆國

モンロー

第五節

オーストリア相メッテルニヒ、頗新共和國の踵を接して新大陸に起るを忌み、イギリスに説きて其傾覆を圖らしめんと欲す、イギリス相カニング、メッテルニヒが神聖同盟を濫吹して諸國の内治に容喙するを憤り、反りて陰に新諸共和國を庇護してイギリスの勢力範圍を擴張す、比年アメリカ合衆國漸く隆なり、一八〇〇年ルイジアナをフランスより、一八一九年フロリダをイスパニアより購ひ、拓殖大に進む、一八一七年モンロー大統領となり、聲援を新諸共和國に與へ神聖同盟の野心を沮む、一八二二年十二月所謂モンロー主義を宣言す。ヨーロッパ諸國爲に新大陸の事に預る名義を失ひ、新諸共和國の獨立始めて固し。

第六節

ギリシアの志士又トルコの窘蹙に乗じて竊に獨立



交友會

を圖り、一八一四年交友會を立つ、會員忽ギリシア人居住の各地に遍し、一八二〇年ヤニナ總督アリ叛く、スルタン乃モレアの守備軍をしてアリを討たしむ、明年交友會虚を擣ちて兵をバトラスに擧げ、モレア亂る、イギリス又ギリシア人を庇護す、スルタン、エジプト藩主メヘメットアリに命じ叛亂を裁定せしむ、ギリシア危し、是より先きロシア、トルコを伐ちてギリシアを拯はんと欲し、オーストリアに沮まれて果さず、一八二五年八月アレキサンデル一世、遂にメテルニヒと絶ち、獨ギリシアの事を處せんとす、是に於てイギリス、ロシアと合しギリシア藩を置かんとす、一八二七年フランス亦加はり、三國の連合艦隊、トルコ艦隊をナバリノ灣に滅ぼし、尋てフランス軍、エジプト兵をモレアより逐ふ、ロシア乃トルコを伐ち、一八二九年九月アドリアノブルに和し、ギ

メヘメットアリ

ナバリノ灣の戰

アドリアノブル和議

西洋史要

ロシアの獨立を承認せしむ、神聖同盟遂に潰ゆ。

### 第四十八章 七月革命及其影響 イギリス

#### 政黨の治 東方問題

第一節 一八二四年フランス王ルイス十八世死し、弟カロロ十世立つ、頑冥なり、エスイタ僧國政に預り大に舊制を復す、緇衣政府の目あり、一八二九年ボリニク總理となり政令益、狂暴なり、是に於て、實業家、政治家等密にオルレアン公ルイスフィリポを擁してオルレアン黨を起す、明年七月バリー騷擾す、王出奔し、ラファイエット、チエール等、共和黨オルレアン黨を率ゐて公を擁立す、世に之を七月革命といふ、諸國の民心爲に大に動き、ベルギー、ポーランド、ドイツ、イタリア、スウイス處在皆擾る、ベルギ

緇衣政府

オルレアン黨

オルレアン朝  
七月革命



！ポーランドの亂殊に甚し。

ベルギー

第二節

ベルギーはフランドルより興り、國風大にオランダと異なり國力亦之に超ゆ、而してオランダ、隸州を以てベルギーを待つ、ベルギー不平なり。一八三〇年八月二十五日亂遂にブル、セルに起り、ベルギー盡く叛き、オランダ防ぐ能はず、十一月十八日ベルギー獨立を發表し、オランイ<sup>エ</sup>朝を廢す。是に於てフランス、イギリスに説き一八三一年ベルギーを中立國となす、明年列國其獨立を認む。ポーランドは一八一五年以來ロシア帝之に王となり國運漸く進む、而も數百年の積弊社會に蟠りて未俄に悉く之を除くべからず、不遇不平の徒猶甚衆し、一八三〇年十一月二十九日暴徒亂をワルシワに作す、全國響應し明年ロマ<sup>ノ</sup>フ朝を廢す、ロシア將バスキエビチ進みてポーランドを討

ドポーランド

ワカヨロ  
ロバ社

ち、ワルシワ陥り、ポーランド軍潰え、全國平ぐ、餘黨フランス、スウ、スに潛み、諸國亡命の徒と相結び、ワカヨロ、ロバ社を起し、ヨロバ革命黨の中心を成す、ポーランド王國絶え、ロシア其地に十縣を置く。

イギリス  
の政黨

第三節

イギリスの政黨は源を十七世紀の圓顛黨、武士黨に發し、尋でウ、グ黨、トリー黨の目專行る、二黨皆家に依りて分れ、人を以て黨を成さず、勢家世世黨議を執りて國政に參與す、是を以て政黨甚固し。アメリカ合衆國獨立の後、内閣更迭の制漸く起り、後遂に女王の女官亦内閣と共に更迭するに至る。而して選舉の制未備らず、會、七月革命起り、グレイ伯入りて總理となり、選舉の舊制を革新せんとす、一八三二年六月に至り、改正法成り、借地人、借家人亦選舉權を得たり。

選舉改正  
法



民権黨

ピール

奴隸廢止

ア  
ビクトリ

エジプト

第四節 選舉法已に備り、實業者其意を得たり、労働者亦其志を遂げんと欲す、比年労働會合處在に起り、同盟罷工して資本主に迫る、オコンネル等又民権黨を組織して普通選舉、無記名投票、一年議會、財産資格廢止、歳費支給の五件を要め、請願するところあり、議會納れず、下民激昂す。總理ピール乃關稅法を改めて稅目を減じ、穀物輸入稅を廢す、下民之に安んず。又奴隸廢止の事、クラークソン・ウルバフォース等多年主張するところたり、而も俄に奴隸を解放するときは、農業經濟を紊す患あり、議容易に行れず、一八三三年に至り漸く施行の緒に就く、一八三七年王ウルレム四世死し、姪ビクトリア立つ、ハンノフェル離る。

第五節

エジプト藩主、クレテ・キプロスの二大島を領す、而も尙

ウンキア  
レシ條約

東方問題

アデン

ロンドン  
同盟

暨かず、ダマスクに總督たらんを請ふ、スルタン允さず、乃世子イブラヒムをしてシリア・小アジアを侵さしむ、コンスタンチノブル危し、一八三三年ロシア、入援を名としてダルダネル海峡に據らんと欲す、西ヨーロッパ列國大に驚き、スルタンに説きて急に和し、シリア・アダナをエジプトに割かしむ。七月ロシア、トルコに逼りてウンキアル・スケレシに攻守同盟を締び、ダルダネル海峡を他國の兵艦に鎖さしむ、所謂東方問題茲に起る。既にしてエジプト藩主、アラビアを經略し、インド孔道の咽喉を扼して獨貿易の利を壟斷せんとす、イギリス大に怒り、一八三九年アデンを取る。スルタン又エジプトを討つ、トルコ軍敗績し、トルコ艦隊エジプトに降り、トルコ帝國亡ぶるに垂んとす。明年七月ロシア、イギリス・オーストリア・プロシア・トルコ、ロンドンに同盟してエジプ



海峽條約

トに迫る、藩主遂に降り、エジプトを保つ、一八四一年七月列國議して所謂海峽條約を締び、ボスポロス・ダルダネル二海峽を列國の海軍に鎖す。

第四十九章 二月革命及其影響 西ヨーロッパ

ロツバと東ヨーロッパ

オルレア  
ン朝の政

第一節 フランスのオルレアン朝、實業家、政治家に擁せられて宗家を承け、學藝、實業の獎勵を以て榜標となす、是に於て學術大に揚り、國利大に進む、而して貧富の懸隔漸く甚しく、請託、買收の弊、朝野を壓し、官吏、議員、選舉人皆奸商と異らず、時弊に肥ゆる能はざる下民、乃私有財産を論じて賊物となし、共有説盛行る、社會説亦起る。一八四七年共和黨、社會黨と

二月革命

相携へて議會を清めんと欲し、選舉法を革めんとす、成らず、明年二月亂遂にパリに起り、王出奔し、共和國となる、世に之を二月革命といふ。ドイツ・オーストリア・ホンガリア・イタリヤ・トルコ處在皆動き、ヨーロッパ大に亂る、十二月ナポレオン一世の姪ルイス・ナポレオン大統領となり、後四年帝位を踐みてナポレオン三世と號す。

ナポレオン三世

ドイツ統一の企圖

第二節 二月革命の報至り、二三月の交ドイツ・オーストリア紛擾す、南ドイツ國民先づ起ちてドイツ議會の召集を要め、三月ウ、イン擾れて、メッテルニヒ出奔し、ベルリン踵で動き、兵、民街路に闘ふ。五月ドイツ議會、フランクフルトに集り、帝國憲法を制定せんとす、プロシア王フレデリク・ウ、イルム四世又議會を召集して憲法を制定せしむ。是時オーストリア處在鼎沸して亦制す



海峽條約

トに迫る、藩主遂に降り、エジプトを保つ、一八四一年七月列國議して所謂海峽條約を締む、ボスポロス・ダルダネル二海峽を列國の海軍に鎖す。

### 第四十九章 二月革命及其影響 西ヨーロッパ

ロップと東ヨーロッパ

オルレアン朝の政

第一節 フランスのオルレアン朝、實業家、政治家に擁せられて宗家を承け、學藝、實業の獎勵を以て榜標となす、是に於て學術大に揚り、國利大に進む、而して貧富の懸隔漸く甚しく、請託買收の弊朝野を壓し、官吏、議員、選舉人皆奸商と異らず、時弊に肥ゆる能はざる下民、乃私有財産を論じて賊物となし、共有説盛行る、社會説亦起る。一八四七年共和黨、社會黨と

西洋史要

西洋史要

二月革命

相携へて議會を清めんと欲し、選舉法を革めんとす、成らず、明年二月亂遂にバリーに起り、王出奔し共和國となる、世に之を二月革命といふ。ドイツ・オーストリア・ホンガリア・イタリア・トルコ處在皆動き、ヨーロッパ大に亂る、十二月ナポレオン一世の姪ルイス・ナポレオン大統領となり、後四年帝位を踐みてナポレオン三世と號す。

ナポレオン三世

ドイツ統一の企圖

第二節 二月革命の報至り、二三月の交ドイツ・オーストリア紛擾す、南ドイツ國民先づ起ちてドイツ議會の召集を要め、三月ウィーン擾れてメッテルニヒ出奔し、ベルリン踵で動き、兵、民街路に闘ふ、五月ドイツ議會、フランクフルトに集り、帝國憲法を制定せんとす、プロシア王フレデリク・ウイラム四世又議會を召集して憲法を制定せしむ、是時オーストリア處在鼎沸して亦制す

第四篇 第四十九章 二月革命及其影響 四ヨーロッパと東ヨーロッパ

二一七



フランシス  
ヨセフ  
プロシア  
憲法

べからず、帝フェルデナンド一世、インスブルックに奔り、政令國都に行れず、遂に位を其姪フランシスヨセフに譲る。十二月プロシア王、議會を解散し、其憲法案を修正して欽定憲法を布く、國民相慶す。一八四九年三月ドイツ帝國憲法成り、帝位をプロシア王に勸進す、王、オーストリアの勢威を畏れて受けず、ドイツ議會爲に蟬脱し、尋で散ず、ドイツの統一成らず。

カロロ  
アルベルト  
サルヂニア  
憲法

**第三節** イタリアの民心離畔する既に久し。一八四八年三月諸國人齊しく濫起して立憲制を要む、サルヂニア王カロロアルベルト先づ憲法を布き、法皇亦之に倣ふ、王謂ふ、『イタリア自立の機至れり』と、兵を進めてロンバルチアを取る、モデナ・パルマ乃合す、尋でベネチア來り投ず、北イタリア盡くサルヂニアに歸す、諸王公サルヂニアを嫉みて貳る、明年三月オーストリア軍進み

ピクト  
エマ  
ヌエロ  
二世

てサルヂニアを伐ち、ノバラに捷つ、サルヂニア王乃位を太子ピクトリオエマヌエロ二世に譲りて、ポルトガルに憂死し、新王オーストリアと和す、諸國皆舊態に復し、サルヂニア、獨立憲制を行ふ、諸國人、心をサルヂニアに歸す。

ホンガ  
リア

**第四節** ホンガリア夙にオーストリアの政令に服せず、叛亂を圖る一再に止らず、一八四八年三月トランシルワニアを合し、獨立の實を收む、八月オーストリア將イェルラチチ肆にホンガリアを伐ち、尋で太守に任ず、コスート、議會を率ゐて之に抗す、

コス  
ート

十二月フェルデナンド一世位を譲る、ホンガリア議會承認せず、遂に兵を擧げ、明年四月オーストリア軍をゲデルレーに破り、ハプスブルグ朝を廢し、コスートを知事となす、是に於てロシア將ハスキエビチ入りてオーストリア軍を援け、ホンガリアの諸將連に



ニコライ一世

敗れ、八月ユースト、トルコに奔り、ゲールゲイ等降り、亂平ぐ、

**第五節** 一八二五年ロシア帝アレキサンデル一世死す、壽四十八。帝はカタリナ二世の長孫子なし、弟ニコライ一世立つ、剛果なり、トルコ帝國を分割せんと欲し、密にイギリスと謀る、イギリス應へず、是時ナポレオン三世頻に僧侶の歡心を收む、比年舊教僧侶、ギリシア正教僧侶とバレスチナの靈蹟管理權を争ひて志を得ず。ナポレオン三世之を奇貨とし、一七四〇年の古條約を引ききてトルコに逼る、スルタン遂に枉げて舊教僧侶の管理權を尤す、ロシア帝大に怒り、スルタンの臣民にして正教を奉ずるものを保護せんとす、許さず、一八五三年七月ロシア正教を保護するを名として戰をトルコに宣す。

**第六節** 一八五四年三月イギリス・フランス、トルコと同盟して

バレスチナ靈蹟管理權

セバストポリス城

アレキサンデル二世

クリム戦役  
パリ和議

戰をロシアに宣し、九月フランス將セントアルノの策を納れてクリム半島の鎮守府セバストポリス城を取らんとす、明年一月サルチニア又加盟す、ロシア軍連に敗る、ニコライ一世大に憤り、二月全國民をして武装せしめ、克たざれば已まざらんとす、幾許なく死す、壽五十九。太子アレキサンデル二世立ち、和せんと欲す、議成らず、聯合軍セバストポリス城を攻むる益、急なり、九月遂に陥る、之をクリム戦役といふ。一八五六年二月イギリス・フランス・オーストリア・サルチニア・トルコ・ロシア、和をパリに議す、三月和成る、ロシアはドナウ河流域の諸公國に對する保護權を撤し、ドナウ河の航行を自由にし、トルコ領内の正教信徒に對する保護權を棄て、黒海鎮守府を鎖し、黒海にトルコと同數の兵艦を泛ぶるを得。ロシア屈してフランス伸び、ナポレオン三世の



威名ヨーロッパを壓す。

第五十章 アジアに於けるイギリス・ロシア・フランス

シンガポ  
ール

第一節 イギリスは亂後マライ諸島をオランダに還し、シンガポ  
ール島をジ・ホール領主より購ひて、一八二四年其南口に港市  
を建て、明年スマトラのベンクレーンをマラカに換へ、以てインドよ  
りシナに至る孔道を扼し、南海の貨物を此に聚散せんとす。  
シンガポール南口漸く航路となり、海峽植民地の基礎定る。是  
より先き東インド會社、阿片をカントンに輸入す、喫するもの  
歳と與に衆く害毒漸く著し、清之を禁ずるに至り、伶仃島に  
密輸す、カントンの商勢爲に常に均衡を得ず、硬貨濫出す。一八  
三九年清協議を経ずして卒に禁令を厲行す、イギリス商爲に

海峽植民  
地

阿片戦役

ホンコン

約一千餘萬圓を失ふ、所謂阿片戦役茲に起り、一八四二年ナ  
ンキンに和して紅香鑪山を收む、即ホンコンなり、南シナの商權  
イギリスに歸す。

インド經  
略

第二節 亂後イギリス又大にインドを經略す、ヘースチングス、ネ  
パールを削り、中インドを并せ、マラータを服す。一八二六年アマ  
ーストバルマを伐ちてアサム・アラカン・テナセリムを取る。一八四  
三年エレンボロ、ヘースチングスの遺緒を紹ぎて、西北シンド・グワ  
リオルを定め、一八四六年ハーデンジ、サトレチ河南の地を取る。  
一八四八年ムルタン領主兵を擧げバンジヤブ動く、ダルフージ、  
進みて之を撃つ、明年バンジヤブ平ぎ、西北の地悉くイギリスに  
入る、一八五二年又バルマを伐ちてベグを收め、一八五六年ウ  
ードを并す、インド大に定る。後二年イギリス・インドを直轄し、一

インド帝  
國



バルマ  
亡ぶ

八七七年帝國を置く、一八八五年バルマ遂に亡ぶ。是に於てチトラル・スワト溪谷の地、北門の鎖鑰となる。

第三節

ロシア嚮にアジアの北地を奄有し、漸く南下せんとす、一八〇一年グルジャ主其國をロシア帝に獻ず、ロシア始め

グルジャ

てカフカズ山南に下る。是に於てベルシアと隙を生じ、一八一三年外カウカシアを收め、一八二八年ベルシア領アルメニアを削る、

外カウカ  
シア

ベルシア復振はず、ロシア又ウラル河・タルバガタイ山の間

アルメニ  
ア

に荐居するキルギス部を征服して連塞を築き、シル河右岸の地を

シルダリ  
ア

拓殖して、隸州シルダリヤを置きて漸くホーカンドに逼る、一

トルキス  
タン

八六四年チユルナエフ、チムケントを取り、明年タシケントを收む、

プハラ

ロシア乃隸州トルキスタンを置く、一八六六年プハラ釁を開く、ロマーノフスキ、プハラ軍を逆撃して大に之を破り、ホーカ

ヒバ

ドの鎖鑰ホーチェンドを降す、プハラ頻に敗れて益戰ふ。一八六

八年カウフマン進みてサマルカンドを取る、プハラ乃ザラフシ、

河中流の地を割きて和す。プハラ既に服し、西隣のヒバ孤立す、

ヒバは古のフワリズムなり、アム河下流の沃土に國し天險を恃

みて夙にロシアを輕侮す、一八七三年カウフマン大舉してヒバ

を征す、ヒバ降る、乃其アム河右岸の地を削りて外藩となす、

又アム河左岸・アトレク河北の沙漠に遊牧するチルクメン部、

剽掠を業とす、一八七四年ロシア之を懲らし、隸州外カスピ

アを置く、一八七五年ホーカンド擾る、明年スコベレフ伐ちて之を

平ぐ、ホーカンド遂に亡ぶ。スコベレフ尋てアトレク河を遡りて

チルクメン部を征す、一八八一年部衆盡く服す、後三年メルフ

又ロシアに投ず、乃バミルを警備す、是に於てロシア、カスピ海東

外カスピ  
ア  
ホーカ  
ンド亡  
ぶ



外カスビ  
ア軍事鐵  
道

ムラビヨ

アイグン  
條約

東シベリ  
ア沿海州

岸のクラスノボドスク港よりメルフ・ブハラ・サマルカンドを経てタシケント・アンヂチアンに至る軍事鐵道を敷きて、大に中アジアの拓殖を圖る、イギリス寒心す。

第四節 ロシア又シナ帝國に南下す、一八四七年ムラビヨフ、東シベリア總督となり、國人の宿志を紹きてアムル河口・オホーツク海を採檢せしめ、一八五一年アムル下流にアレクサンドロフスク・マリインスク・ニコライエフスクを建つ、尋てクリム戰役起り、シベリア東邊亦兵塵を被る、ムラビヨフ乃自アムル流域を踏査して連塞を置き、シレンク・マクシモビチ等、動植物を精査す。一八五八年シナ、アイグンに約してアムル河北の地を割く、ムラビヨフ、ブラゴベシチンスク・ハバロフスクを建つ、明年ロシア、東シベリア沿海州を置き、ニコライエフスクに治す。會、シナ妄に事端





議  
ベキン 和

イリ

ク  
アン  
ツ

アン  
ナム

サイ  
ゴン

コ  
シ  
エ  
ン  
シ  
ー  
ヌ

を滋し、イギリス・フランス、連合してシナを伐ち、ベキンに入る、ロシ  
ア間に居り、和遂に成る。一八六〇年ウスリ河右岸の全沿海  
地十四萬四千五百方里を譲りて之に報いしむ、一八七一年  
イリの暴慢を責めて之を并す、明年沿海州政廳をウラヂボス  
トクに徙す、一八九八年、旅順口、大連灣を租借して、隸州クアン  
ツンを置き、東清鐵道を敷きてマンチュリアを經營す。

第五節

フランス又シナ帝國に北上す、明末以來舊教僧アン  
ナムに布教す。一八五八年國人一僧を殺す、ナポレオン三世乃  
リゴードジ、ヌイーをしてアンナムを征せしむ、ジ、ヌイー、ユエ港  
を封鎖し、明年二月サイゴンを取りて鎮守府を置く、爾來交戦  
する四年、一八六二年サイゴンに和し、サイゴン・ビエンホア・ミト  
一三州を收めてコシエン・シーヌ植民地を起す。一八七四年サイ



サイゴン  
條約  
劉永福

ゴンに約してアンナムの獨立を認め、フランス其外交を掌る、シ  
ナ之を争ふ、是時劉永福アンナムのフサン地方に據り、荒蕪を  
開き、流民を撫てて方數十里人口二十萬の國を有ち、ソンコ  
イ河を上下するフランス商を掠む、一八八二年リビエール、ハノ  
イを奪ふ、劉永福乃フランスと戦ふ、アンナム王・シナ帝皆密に之  
を援く、明年王ツツク死し、アンナム、保護國となる、シナ猶トン  
キンの要鎮を成る、一八八五年に至り遂に天津に和してトン  
キンを棄つ、トンキン又植民地となる、而して國人聚斂に苦み、  
流賊國北に出没す、一八九三年フランスは、シム、メコン河中流  
左岸一帶の地を領して之を治めず流賊此に嘯集してトンキン  
を擾すと唱へ、アンナム及一八六三年に保護國となれるカン  
ボチアの權利を皇張してシムに迫り、左岸の全域を棄て、六千

アンナム  
保護國と  
なる  
トンキン

カンボチア

ラオス  
クアンチ  
アウワン

三百方里の地を割かしむ。フランス領ラオスはなり一八九八年  
雷州半島のクアンチアウワンを租借してハイサン島を制す。イ  
ギリス又フランスを憚る。

第五十一章 イタリア アメリカ合衆國

メキシコ

カブール

第一節 サルヂニア王ビクトリオエマヌエロ二世、乃父の志を  
紹ぎ、イタリアを統一せんと欲す。經濟家カブール奇才あり、王  
擢用して之に任ず。カブール農商を勧め鐵道を敷きて國本を  
養ひ、クリムの役に赴援してイギリス・フランスを與國となし、戦  
後オーストリアの孤立せるに乗じ、盛にイタリア諸國の立憲  
黨に聲援を與へ、著實の施政方針を執りて、ヨーロッパ列國の



プロンピ  
エール密  
約

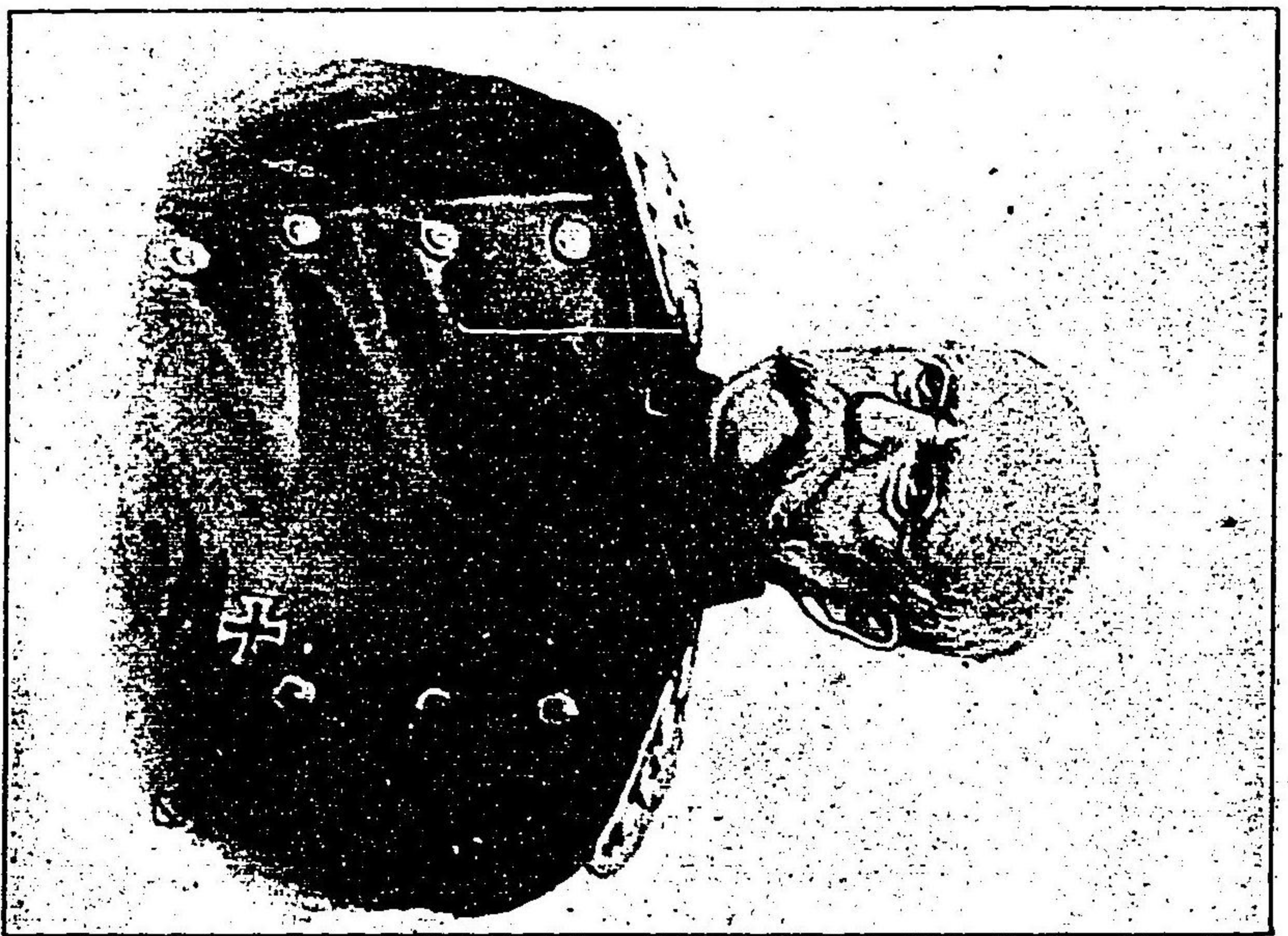
イタリア  
の役

國民會

ピラフラ  
ンカ和議  
エミリア  
トスカナ  
社 武裝國民

信任を收め、ナポレオン三世がイタリアの共和黨を忌むを利用  
して、兵をフランスに借り、以て先朝の志を遂げ、統一の業を成  
さんとす。一八五八年七月フランス帝、カプールと密にプロンピエ  
ールに約し、明年春驟にオーストリアを伐たんとす、オーストリ  
ア相アオル、必サルチニアを挫かんと欲し、ロシア・イギリスの忠言  
を卻け、四月戦を宣す、イタリアの役起る。

第二節 是より先きラフリナ等國民會を設け、密に諸國の  
志士と相結びて死戦を期す、是に於てトスカナ・モデナ・パルマ・  
ロマニアの國人皆起ちてサルチニアに應ず、オーストリア敗れ、七  
月ピラフランカに和してロンバルチアを割く。尋でフリニはモデ  
ナ・パルマ・ロマニアを兼并してエミリア州を置き、リカソリはトスカ  
ナを率ゐて州の基礎を固め、ガリバルチは武裝國民社を起し





サボヤ ニツツア	シチリア	ナポリ	法皇領	イタリア 王國	建國の元 勳
<p>て兵を聚む。一八六〇年三月エミリア・トスカナを合す、フランス乃サルチニアに迫りてサボヤ・ニツツアを譲らしむ、是時ナポリシチリア王フランシス二世、サルチニアの強大を忌み、諸廢主を糾合して之に當らんと圖る、イギリス憚ばず、シチリア叛く、乃密にガリバルチに勸めてシチリアを征せしむ、シチリア定る。次でナポリを伐つ、全國瓦解し、ガリバルチ國務を總裁す、是に於てサルチニア、フランスがガリバルチのナポリに共和國を置かんを懼るるに乘じ、法皇妾に烏合の兵を養ひ國人安堵せざるを名として法皇領を滅ぼし、ナポリに進みて廢王の軍を破る、ガリバルチ乃ナポリシチリアを獻ず。一八六一年二月第一イタリア議會集り、三月サルチニア王、イタリア王の位に即く。六月カプール死す、カプール要路に當る十年、遂に業を成す、フリニ・リカソリ</p>					



最文勳を建て、ガリバルヂ・ラマルモラ・ファンチ最武功を顯す。

アメリカ合衆國の國情

第三節 アメリカ合衆國は、ポトマク・オハイオ兩河を境界として經濟上政治上に南北二部に分る。南部は專農業に従ひ、ワタ・タバコ・サタウキビを培栽し、奴隸を苦役して地主逸居し、人政論を好む。北部は工業農業商業採鑛業伐木業を事とし、各種の製品穀物亞麻・葡萄・サタウカヘデ・サタウダイユン・鐵・銅・金・銀・石炭・石油・材木を産し、人貨殖に忙しく國務を顧るに遑あらず、南人概ワタを栽う、一八五七年チャールストン港輸出する棉花實に二億六千萬圓に上る、而して需要歳と與に愈多し、黒人の需要隨ひて歳と與に熾に、バージニア・ケンタッキー盛に黒人を飼養し、一頭の價格數千圓に及ぶ、農利爲に減じて一分に達せず、地主窮困す、又建國以來南人常に要路を占め、將士を

出す、ニューヨークは合衆國發祥の地なりと強、稍要路に預りしは獨、マサチューセツツあるのみ、而して今や南人窮困して子弟を教育し、又家門を維持する能はず、奴隸禁止の宿議は南人懸命の問題となる。

第四節 一八四八年ニューヨーク・メキシコ・カリフォルニア地方を獲てより北部の勢力範圍頓に増し、ヨーロッパの移民連年北部に徙り、後二年カリフォルニアを置く、南人大に憤り、強いてカンザスを其勢力範圍に加へんとす、北人之を争ひ、紛擾を極む、北人、南人の暴横を憤り、一八五六年六月大にレバプリカン黨を興す、デモクラット黨衰へ、勢をコンGRESSに失ふ、南部遂に北部に壓せらるべきを察し、分離せんと欲す、一八六〇年國民、レバプリカン黨員リンカーンを擧げて大統領職を承けしむ、南人

レバプリカン黨  
デモクラット黨  
分離の役



乃反を謀り、明年三月新大統領職に就くに至り、南カロライナ、南部を率ゐて反す、兵結びて解けざる五年、南部の全海岸を封鎖して棉花の輸出を絶ち、メキシコ灣頭の諸州を占領して南部の財源を涸らし、アトランタ城を取りて其造兵廠を奪ひ、一八六五年四月遂に賊將リーを擒にす、亂平ぐ。是役合衆國債を負ふ約六十五億圓、シウワード外交に當り、諸將グラント・シーマン殊功を建つ、十二月奴隸を禁ず、國體益固し。

メキシコ

**第五節** メキシコはモレロスの遺將グアダルペ・ビクトリア、初代大統領となりしより、政變頻に起りて内訌絶えず、一八四五年テクサス離れて、合衆國に入り尋て國北の領土を失ひ、財政大に紊る。一八六一年大統領フランス、外國債二億圓の利子仕拂を停む、フランス・イギリス・イスパニア乃同盟してメキシコに

フランス

メキシコ  
の役

迫る、明年三國の聯合軍オリサバに入る、是に於てナポレオン三世、メキシコ帝國を建て、オーストリアのマキシミリアノ親王を立てんと欲する意を傳ふ、イギリス・イスパニア怒りて同盟を解き、フランス獨兵を進む、一八六三年フランス軍、メキシコ國都に入り、マキシミリアノを擁立す、合衆國承認せず、後二年フランスに逼り兵を撤せしむ、フランス遂にメキシコを棄つ。一八六七年フランス全國を平げ、マキシミリアノを擒にして之を殺す、ナポレオン三世の聲望衰ふ。

**第五十二章** プロシアとオーストリア フランス

とドイツ

**第一節** 七年の役中、デンマルク、オルデンブルグを以てホルスタ



シャルス  
ウイヒ

インに換へ、王ホルスタイン侯としてシャルスウイヒを兼領す。一八六三年フレデリキ七世死し、嗣なし、キリスチアン九世列國に推され、末流より入りて宗家を承け憲法を革めてシャルスウイヒを本部に合す。是に於てドイツ鼎沸し、明年初オーストリア・プロシア連合してデンマルクを伐つ、イギリス其孤弱を憫み、列國をロンドンに會して協商せんとす、成らず。デンマルク屢敗れ、十月ウイーンに和し、シャルスウイヒ・ホルスタイン・ラウエンブルグをオーストリア・プロシアに割く。

**第二節** 是に於てオーストリア・プロシア、シャルスウイヒ・ホルスタインを共有す。一八六五年四月プロシア恣に軍港をキールに起す、オーストリア憚ばず、八月ガスタイン温泉に協商す、キールを聯邦軍港となしてプロシア之を管し、オーストリア、二百七十五

キール軍  
港ガスタ  
イン協商

西洋史要

ビスマ  
ルク

一八六六  
年の役

萬圓を以てラウエンブルグの領權をプロシアに讓る、而して二國の論争漸く太甚し。明年三月プロシア相ビスマルク、密にイタリアと同盟し、六月オーストリア聯邦を率ゐてシャルスウイヒ・ホルスタインを處分せんとす、プロシア乃ホルスタインを占領す、是に於てオーストリア聯邦を率ゐてプロシアを伐つ、之を一八六六年の役といふ。

**第三節** オーストリア夙にプロシアを輕侮す、聯邦の列國又多く之に黨す、プロシア遙にイタリアと呼應して三軍を起し、三道よりボヘミアに入る、向ふ所摧靡す。七月オーストリア軍、ケーニヒグレーツに敗潰し、プロシア軍徑にウイーンを指す、フランス亦曾てプロシアを輕視し、ライン・モゼル兩河間の地を割くを約せしめて赴援せんと欲す、ビスマルク從はず、乃其必敗を期す、是

ケーニヒ  
グレーツ  
の戦

西洋史要



ブラーグ  
和議  
イタリア  
ベネチア  
を取る

北ドイツ  
聯邦

モルトケ

フランス  
の情勢

に至り大に驚き、オーストリアの周旋を請ふに乗じ、間に居て漁人の利を收めんとす。成らず。八月オーストリア・プロシア・イタリア、ブラーグに和す。オーストリアは永くドイツ聯邦より離れ、シ・レスウ・ヒ・ホルスタインを棄て、ベネチアをイタリアに割き、マイシ河北の同盟列國の滅亡を諾し、プロシアが河北に建つべき北ドイツ聯邦を認む。バワリア・ウエルテシベルヒ・バーデン又プロシアと攻守同盟を結ぶ。一八六七年北ドイツ聯邦成る。プロシア王、聯邦元帥たり、ビスマルク聯邦宰相、モルトケ聯邦參謀總長に任ず、プロシアの武威大に揚る。

第四節 フランス帝先きにメキシコに干預して志を得ず、又本邦の江戸幕府を扶掖せんと欲して果さず、チエール等反對黨頻に勢を加へ、帝の外交を誤てるを指摘す、帝方に病む、志其

ルクセン  
ブルグ

オリビエ

グラモン

位を全うするに在り、是を以て釁を開くを欲せず、一八六六年の役に、中立を守れる報としてルクセンブルグを并せ、以て反對黨の氣焰を銷さんとす。ドイツ相ビスマルク之を沮む、而して尙プロシアと同盟してルクセンブルグをオランダ王より購ひ、遂にベルギーを呑まんとす。プロシア従はず、果さず、帝の聲望益、墜つ。帝之に苦み、自由主義を取りて其位を保たんと欲し、一八七〇年初オリビエを擧げて總理となす。總理乃請ひて憲法を革め、上下兩院の制を施かんとす。三月元老院憲法改正案を可決す。五月元老院議定の可否を國民票決に付す。ストラスブルグ以外の都市に於て否半に過ぎ、陸海軍人五萬之を否とす。是に於てグラモン入りて外務に當り、プロシアを伐ちて市人軍人の心を收攬するを勸む。



サンゴタル  
ド鐵道

シグマリ  
ンゲン公

チエールの  
セダンの  
戦  
フ  
ル  
イ  
タ  
リ  
ア  
を  
取  
る  
ド  
イ  
ツ  
帝  
國  
ベルサイ  
ユ和議

**第五節** 六月スウイス・イタリア・ドイツ、ベルンに議してサンゴタルド峠に鐵道を敷く、フランス之を嫉む。七月イスパニア、王位をプロシアの支流シグマリンゲン公レオポルドに勸進す、グラモン之を奇貨とし、元老院議長ルーエーと相結び、后エウジニアを挾みて帝に逼り、陸軍大臣ルーフと相携へて總理を壓し、遂に強いて戰をドイツに宣す。列國皆フランスを非とし、反對黨チエール等又出師の名正しからざるを惜む。是役フランス連に敗れ、九月帝セダンに降り、フーブル・ガンベタ・フェリー等帝制を仆して共和國を起す。イタリア乃ローマを取る、イタリア一統完く成る。北ドイツ聯邦又マイン河南の諸國と議してドイツ帝國を建て、憲法を定めて皇帝を置く、明年一月プロシア王ウーレム一世、皇帝の位に即く、ドイツ一統遂に成る。二月ベルサイユ和議

ユに和す、フランス、エルザス、ロートリンゲンを割き、約二十二億二千七百萬圓を仕拂ふ。

**第五十三章** ロシア バルカン半島諸國

アフリカ諸國

西派  
虛無黨  
スラブ派  
總スラブ  
黨

**第一節** ロシア帝アレキサンデル二世、クリム、戰役の後を承けて、銳意治を圖る、國人二派に分る、バリ、エフ・ゴルチャコフ等西ヨーロッパの文物を慕ふ、西派の目あり。ヘルツェン等陋習を摘發し、社會説を鼓吹して之を張る、後虛無黨是より出づ。ミリ、チン・アクサコフ等國粹説を執る、スラブ派と稱す、ロシアを宗としてトルコ・オーストリア・ハンガリアに雜居する諸スラブ部を統一せんとする論漸く萌す、總スラブ黨起る。一八六一年帝ミリヤ



チン等の議を納れて、土地付き農民を解放す、爾來鐵道大に延び、異語の禁漸く厳しく、バルト沿海諸州、フィンランド稍、其特制を失ふ。又一八七一年黒海の中立を解く、是に於てロシアの實力充ち勢威頗揚る。

**第二節** トルコ帝アブツルアジズ驕奢度なし、國帑を蕩盡して國債歳と與に積む、而して財政愈紊れて聚斂愈苛し。亂遂に起る。スルタン先づブルガリアを屠りて之を鎮む、而してセルビア、ロシアの後援を恃みて反し、モンテネグロ又戰を宣す、ミドハット等乃國人を率ゐて廢立を行ふ二度、アブツルハミド二世を立て、憲法を布きて諸州の人心を收攬し、以て國難を靖んぜんとす、而して列國之に安んぜず、一八七七年四月ロシア、スルタンが地をモンテネグロに割かざるを怒り、キリスト教臣

ブルガリ  
セルビア  
モンテネ  
グロ  
ミドハッ  
トルコ憲  
法

ロマニア  
サンステ  
ファノ條  
約

ベルリン  
會議  
東ルメリ  
ア  
ポスニア  
ヘルゼゴ  
ビナ

民を綏撫する能はずと唱へ、ロマニアと同盟してトルコを伐つ、トルコ敗れ、明年三月サンステファノに和す。

**第三節** 是に於てロシア大にトルコを削り、ドナウ河南、エーゲ海北、黒ドリナ川の東、黒海、ブル湖の西にブルガリア藩を置き、セルビア・モンテネグロに増地し、セルビア・ロマニアの主を王となし、トルコ領アルメニアの要地を收む、イギリス大に怒り、オーストリア、ハンガリアと連合し、サンステファノ條約を修正してロシアの威焰を抑へんとす、ドイツ間に居り、六月列國をベルリンに會合し、七月議成る。ブルガリア藩の疆域を盛めて、バルカン山南に自治州東ルメリアを置き、セルビア・モンテネグロに増地し、ポスニア・ヘルゼゴビナをオーストリア、ハンガリアに委託し、バツーム港及北アルメニアをロシアニ讓り、トルコと議してエビロ



キプロス

ス・テ、サリア南部を收むるをギリシアに許し、ドナウ河全流を中立地となす。イギリス乃キプロス島に據りてスエズ運河を護り、併せて小アジアを監す、尋てローマニア・セルビアの主を王と號す。

エジプト

第四節 アフリカ諸國中、エジプト最顯る。一八四九年藩祖メヘメットアリ死し、孫サイド嗣ぐ、一八五六年レセップスと議して

スエズ運河  
イスマイル

スエズ運河を起工す。一八六三年死し、弟イスマイル立つ、スルタン、運河の遂に成らざるを度り、藩主債を積みて自苦まんを期し、後三年、貢金を増して長子繼承の制を允し、ヘチアの號を賜ふ。比年藩主頻に銃砲鋼艦を購ひ、陸軍を増し、連にニール河上流スダンの地を經略す。一八六九年十一月列國の帝王を招きて運河開通式を擧ぐ、スルタン憚らず、一八七二年藩主入朝し、スルタンを籠絡して司法制度を革め、任意に國債を起す特權

スダン

エジプト  
法典  
混合  
裁判  
所

を得たり、乃一八七五年法典を布きて領事裁判權を廢し、混合裁判所を設く、而して負債大に積りて十億圓に過ぎ、利子を仕拂ふ能はず。一八七八年イギリス・フランス逼りて財政整理委員を置き、國政に預りて大に節約を行ひ、陸軍を減せんとす、中佐アラビ等乃國民黨を起して外國人を排斥せんとす、一八八二年國民黨敗れ、イギリス、エジプトの實權を握る。エジプト領スダン又マハチに没す、後フランス、チャニシア・マダガスカルを保護國となす。

國民黨

マハチ  
ニシ  
ア  
マダガス  
カル  
オランダ  
自由國  
トランス  
共  
和國  
シエ  
ブス  
ト  
ン  
フ  
レ  
ー  
ル

第五節 南アフリカにオランダ自由國・トランスバール共和國あり、皆一八五二年オランダの移民ブールの建つる所なり。一八七七年トランスバール擾る、イギリス、シエブストンを國都プレトリアに遣はして之を并す、一八七九年ケープ植民地總督フレール、



恣にズールーを征服す、プール赴きてズールーを援く、イギリス反  
 を謀るとなし、前大統領ブレトリユスを捕ふ、プール大に憤り、  
 明年一月ドールンコッブに聚會して共和國を復し、前副統領ク  
 リーゲルを推して大統領となす、イギリス、征して克たず、一八  
 八一年其自治を諾す、後三年、トランスバール、ベチ、アナランドを  
 兼并して國號を南アフリカ共和國と改め、内治、外交共に自之  
 を執らんと請ふ、イギリス乃國號を改むるを許し、其オラン  
 自由國以外の諸國と結ぶ條約を監す、プール喜ばず、オラン  
 イと同盟す。一八八八年以降黄金驟に大に出で、外國人蟻集  
 す、プール又悦ばず。一八九九年遂に兵を擧げ、相戦ふ、四年、一  
 九〇二年に至り降り、南アフリカ大に定る。乃オランイ、自由國  
 を滅ぼしてオレンジリバー植民地を置き、南アフリカ共和國を

オレンジ  
リバー植  
民地

南アフリ  
カ共和國

クリ  
ゲル

廢してトランスバール植民地となす。  
**第六節** 一八八三年アメリカ合衆國人スタンリー等、ベルギー  
 王レオポルド二世を戴きて萬國アフリカ協會を起し、會員を  
 募り資金を集めてコンゴ河盆地十七萬方里人口三千萬の  
 疆域を收め、一舉にして中アフリカに商業國を建つ。一八八五  
 年二月ドイツ、ベルリンに列國を會してアフリカの事を議定す、  
 コンゴ河全盆地及大西洋岸に於て、北、セテカマ港より、南、ロー  
 ジエ川口に至り、インド洋岸に於て、北緯五度より、南、ザンベジ河  
 口に至る海岸線を擧げて自由貿易區域となし、コンゴ河口  
 の北九里九町の海岸を萬國アフリカ協會に與へ、タンガンイ  
 カ湖を其西境と定む、八月協會を廢してコンゴ獨立國を置き、  
 レオポルド二世、コンゴ王を兼ねて河口のボマに都す。一八八九

トランス  
バール植  
民地

スタン  
リー

萬國ア  
フリカ協  
會

アフリ  
カ

自由貿易  
區域

コン  
ゴ獨  
立國



年王政權をベルギーに譲る。

ザンジバル  
ドイツ植民會社  
東アフリカ  
ウガンダ  
ロデシア  
ニジェリ

**第七節** アフリカ東岸のザンジバルは、古のゼンヂ國にして、對岸の大陸にウケレウ・タンガンイカ・ヌヤサ三大湖に至る疆域を羈縻し、ソマリランド沿海地の諸要港を領す。一八八五年二月ドイツ商、ドイツ植民會社を起して、ザンジバルの羈縻地を拓殖せんとす。ザンジバル主之を争ふ。ドイツ乃イギリス・フランスと議して委員を任じ、ザンジバルの羈縻權を判定し、頻に地を收む。一八九〇年七月ドイツ、イギリスと協商して、北、ウンバ川より南、ロウマ川に至る沿海地を收め、三大湖に至る内地を勢力範圍となす。イギリス乃ザンジバルを保護國となし、ウンバ川北の地を取り、ウガンダの基礎を置き、ザンベジ河中流兩岸の地を經營してロデシアと名け、ニジェル河下流の地にニジェリアを建つ。イタ

エリトリア  
ウガンダ  
鐵道

リア又紅海西岸にエリトリア植民地を置く。一九〇一年ウガンダ鐵道成り、モンバサ港よりポートフロンセスに至る。ウケレウ湖とインド洋との連絡通ず。

**第五十四章 太平洋に於ける列國の拓地**

オーストラリア

**第一節** オーストラリアのイギリス植民地、ニューサウスウェールズ、オーストラリア東岸一帯の地を有ちて大に拓殖を進め、一八二五年タスマニア、一八三五年ビクトリア、一八五九年クイーンズランドを分置す。一八五一年以來大に黄金を出し、又銀銅、錫石炭を産す。一八二九年西オーストラリア、一八三六年南オーストラリア、一八四〇年ニュージーランド、皆植民地に列し、農業、鑛業、牧畜業、栽園業に従ひ、タスマニアの製果、西オーストラリアの



フィジー

バプア

黄金、ニージーランドの製肉最聞ゆ、而して穀物、羊毛、葡萄酒は處在之を産す。一八七四年イギリス、フィジー諸島を收めて植民地となす。オーストラリア歳と與に隆なり。一八八四年ドイツ、バプア及附近の諸島に據る。クインズランド等バプアを以てオーストラシアの一部となし、之を争ふ。イギリス方にロシアと隙あり、ドイツを怒らするの利ならざるを覺り、明年枉げてバプアの北半と附近の諸島とを讓る、而して南太平洋の諸群島概イギリスに歸す。一九〇〇年イギリス、アメリカ合衆國の憲法を參酌してオーストラリア、クモンウェルスを置く、オーストラリア諸植民地遂に十數年來の志を得たり。

オーストラリア  
クモンウェルス  
カイゼル  
ウルムラ  
ヘルムラ

**第二節** ドイツは、バプアの地をカイゼル、ウルムラ、ヘルムラ、附近のアドミラルチー群島、新ブリテン、新アイルランド諸島を汎稱し

ビスマルク群島  
マルシヤ  
サモア

サワイ  
ウボル

カロリナ  
アラオス  
マリアナ

てビスマルク群島となし、尋でソロモン、マルシヤ、二群島を收む。サモア諸島は南洋の要處たり、船舶常に輻輳し、アメリカ合衆國、ドイツ、イギリスの商賈夙に此に居住す。ドイツ商地を購ひて拓殖に従ふ、イギリス商之を忌み、其株券を買收し、サモア王マリエトアに説きてイギリスの保護を請はしめんとす、ドイツ商怒る。一八八五年ドイツ領事、ウボル島のアピア港を占領す、幾許もなくイギリス、合衆國の抗議により之を撤去す。一八九八年マリエトア死す、明年イギリスと協商してサモアを滅ぼし、西經百七十一度以西のサモア諸島をドイツに讓る、サワイ、ウボルの二大島ドイツに入る。一八八五年ドイツ、カロリナ群島に據らんとして果さず、一八九九年八百三十七萬五千圓を以て合衆國よりカロリナ、バラオス、マリアナ、三群島を購ふ。是年、ドイツ



ブーゲン

キアウチ

ハワイ

キョーバ  
ポルトリ

ツ、ソロモン群島の大部をイギリスに割き、ブーゲンビル島を保つ、ドイツ領諸島、乾椰子肉、瑠璃、夜光貝を産す。又一八九八年山東省のキアウチアウを租借して、積年の志を遂ぐ。

**第三節** アメリカ合衆國、モンロー主義を執る既に七十年、内地の拓殖概成り、國內漸く充塞す、是に於て地を海外に拓かんと欲す、ハワイ諸島は一五四九年イスパニアのガエタノ發見し、一七七八年クック探檢する所、十九世紀中獨立王國たり、合衆國入移住するもの衆し、一八九三年國人國主リリウオカラニを廢して共和國を建て、後五年合衆國と合す。是より先きイスパニア、猶西インドにキョーバ・ポルトリコの二大島、東洋にフリピン群島、スル列島、グアム島及附屬諸群島を領す、イスパニア屢亂れて財政大に紊れ、頻にキョーバに聚斂す、キョーバ乃數叛

フィリピン

パリイ和議

く、キョーバの地主等多くサタウキビを栽り、タバコ之に次ぐ、而して比年諸國サタウダイコンを栽る、砂糖の價格漸く廉く、キョーバ地主漸く窮困す。フリピン群島亦夙に治らず、イエス・フランシスコ二派の僧侶權を争ひ、寺領を競望して互に相鬪ぐも、俱に島人を虐ぐ。一八九五年キョーバ叛き、明年フリピン動く、合衆國はジマフアソン曾てキョーバの兼井を唱へしより、屢之を購はんとして成らず、國人常にキョーバの叛徒に黨す、是に於て一八九八年三月大統領マクキンリー、イスパニアの秕政を鳴して、キョーバを拯ふ、五月合衆國海將デウェー、イスパニア東洋艦隊をカビテ灣に殲す、六月アグイナルド、フリピンの獨立を宣言す、七月キョーバのサンチアゴ陥り、ポルトリコ定る、イスパニア、軍資盡き、遂に和を請ふ、十二月パリイに和す、イスパニア、キョーバを棄



ツツイラ

て、ポルトリコ以下イスパニア領西インド諸島・フィリピン群島・スル列島・グアム島及附屬諸群島を合衆國に割き、合衆國は四千萬圓をイスパニアに仕拂ふ。明年合衆國、グアムの附屬諸群島をドイツに賣り、一九〇〇年イギリス・ドイツの協商を納れて西經百七十一度以東のサモア諸島を收む。ツツイラ島にバゴバゴ港あり、合衆國に歸す。明年フィリピン又平ぐ。

### 第五十五章 十九世紀の文化

物質文化

第一節 十九世紀は物質文化發展の時期にして、學藝に於ては實物精査主義、宗教に於ては自由聯立主義國家に於ては立憲協同主義、社會に於ては相依共濟主義行れ、數多の國家對立するも、社會は世界を通じて一大社會を成し、交通通

帝國主義

工藝

信の機關漸く備りて、世界の面積漸く蹙るの感あり、是に於て氣鋭き國民は、學術・工藝を奨めて貨殖を圖り、兵器を鋭くし、城塞を堅くして疆域を拓く、疎懶の國民皆爲に并吞せらる、イギリス・ドイツ・フランス・ロシア・アメリカ合衆國等、皆此方針を取り、内に溢るる實力を外に漑ぎ、益、學術・工藝・交通の盛なるを競ふ、所謂帝國主義是なり、

第二節 十九世紀の工藝は、古代中世の美術的工藝と趣を異にし、專實用を尙ぶ、是を以て美術・工藝全く相分れ、美術は奢侈の贅品、工藝は生活の要具となり、起居頗殺風景の觀あり。本世紀中織物業先づイギリスに起り、フランス・サクソニア・プロシア等相次ぎ、盛に綿布・毛布・絹布・リンネンを産す。ヨーロッパ分溜尋て行れ、諸種の染料・藥品・廢物より現れ、草根・木皮多く



交通・通信

用を失ふ、一八五六年ベスマー製鋼法を發明してより悪鐵鑛も亦製鋼の原料となり、鋼材始めて廣く用ひらる。是年アームストロング軟鐵砲を作り、尋でクルップ鋼砲を出す、水雷鋼艦綿火藥次第に行れて兵器一變し、諸種の機械累に發明せらる。又本世紀初よりサタウダイコン漸く裁ふられ、精糖業漸くドイツ・フランスに起る、後に大富源となる。ガラスはもとポヘミアの特産たり、而して今やベルギー・サクソニア等盛に之を出す。ドイツ造林に富む、木製器具業、製紙業從ひて隆なり。又電氣工學進みて電燈、電車始まり、電氣冶金學興りて精銅業起る。

**第三節** 十九世紀の交通・通信は專蒸氣、電氣、磁氣に依る。ワット蒸氣機關を發明して後三十九年、一八〇三年フルトン始めて之を船用に充て、後二十餘年、スチブソン始めて車用を按

社會

し、一八三〇年マンチヌスター・リパプールの間に鐵道を敷く。是時ガウス・ウーベル・シリング、電信法を按出す、一八三八年スタインハイル實施の方法を出し、一八五〇年に至り電信處在に通ず。一八九六年マルコニ無線電信機を作る、後六年漸く行る。一八五四年ブルスール電話法を唱へ、後六年、ライス電話機を作りてテレフォンと名く、一八七六年ベル、メウチの案を用ひて新機を發明す、電話始めて行る、後二年、ロース寄音機を作りて之を完成す。又郵便の制、交通機關の發達に従ひて成り、一八五〇年ドイツ聯邦諸國始めて郵便同盟を締む、一八七四年二十一年國ベルンに會合して萬國郵便同盟を起す、一八八五年萬國電信同盟パリに成る。

**第四節** 世界の文化人類既に一團の社會を成し、ロンドン金



融の中心となりて世界的實業の鎖鑰を握る。是に於て諸國家諸社會諸國民、僉生存競争の渦中に陥り、貧富處在に隔り、罪惡處在に増し、社會政策の論處在に聳く、宗教弘通の要處在に現る、諸國乃刑法を改め、監獄を革め、孤兒を救ひ、教育を監し、一意罪惡の種子を滅ぼすに汲汲たり、是を以て國家社會主義漸く行れ、仁愛漸く家畜に及ぶ、赤十字社の業茲に起る。赤十字社はヂ、ナンが主唱せしところ、列國の帝王其志を嘉納し、一八六三年十月ジ、ネーフに會合し、協商して戰時負傷者の看護、治療を掌る、スウ、ス徽章を取りて社章となし、赤十字社と稱す、蓋世界社會主義の端緒たり。

ブ  
ッ  
ネ  
ー  
協  
商

### 師範 西洋史要終

西洋史要

師範 西洋史要 全一冊

定價 金九十錢

明治三十七年一月二十六日印刷

明治三十七年一月二十九日發行

明治三十七年四月一日訂正再版印刷

明治三十七年四月四日發行

著作者

東京市本郷區向ヶ岡彌生町三番地  
坪井九馬三

印刷者

東京市日本橋區本町四丁目十六番地  
小林義則

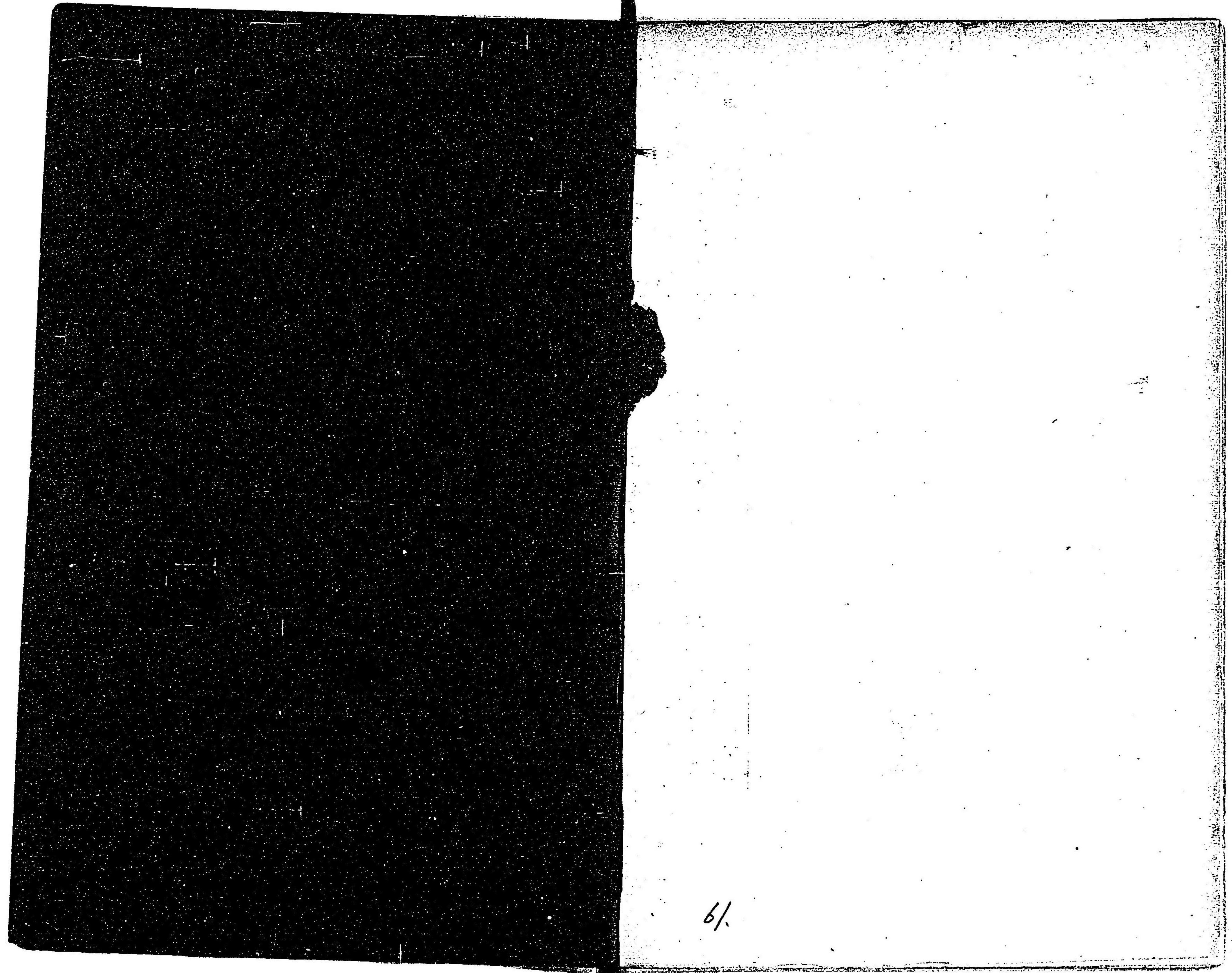
著者權所有

東京市日本橋區本町四丁目十六番地

發兌

文學社



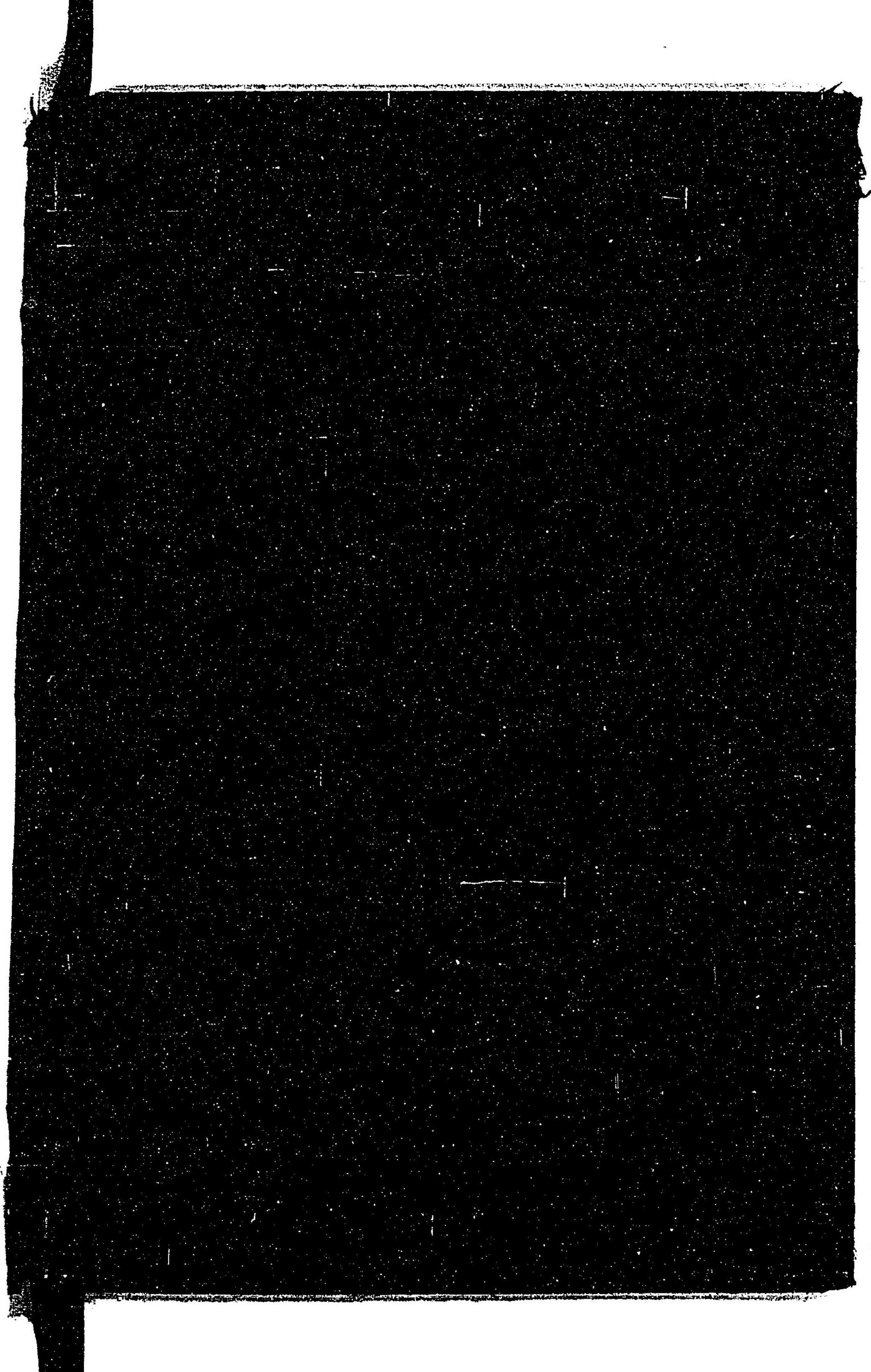


61.



77  
397







003643-000-7

77-397

西洋史要(師範学校)

坪内 九馬三/著

M37

ACD-0237

